



(号外) 外閣府
(原稿作成) 内閣府
国立印刷局

特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・懲戒処
会社その他の
会社決算公告
分関係

二 八 三



〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係

三

三

五

七

一

〔省 令〕

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令(経済産業二四)

〔官庁報告〕

官庁事項

太平洋広域漁業調整委員会指示
(太平洋広域漁業調整委四九、同五)

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示
(日本海・九州西広域漁業調整委七九、同八〇、同八一)

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示
(瀬戸内海広域漁業調整委四八、同四九)

○経済産業省令第三十四号

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九条の五、輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一及び外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月三日

経済産業大臣 武藤容治

省 令

二 八 三



(輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| | 改 | 正 | 前 |
|--|---|---|---|
| | 改 | 正 | 後 |
| (輸出貿易管理令別表第一関係) | | | |
| 第一条 輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 | | | |
| 一・九 (略) | | | |
| 十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの | | | |
| イ (略) | | | |
| ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。) | | | |
| (二) (略) | | | |
| (二) 低温で用いられる蒸留塔であつて、次の1から4までの全てに該当するもの | | | |
| 1 オーステナイト系ステンレス鋼又はこれと同等の材料であつて、零下二五八度以上 | | | |
| 零下二三八度以下の温度範囲において水素せい性のないものを用いたもの | | | |
| 2 (略) | | | |
| 3 温度が零下二五八度以上零下二三八度以下で用いることができるよう設計したもの | | | |
| 4 ○・一メガパスカル以上一メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるよう設計したもの | | | |
| (三) 真空蒸留用の塔に用いることができるよう設計した充てん物であつて、化学的にぬれ性を改善する処理を行つたり青銅製のもののうち、メッシュ状のもの | | | |
| (四) (六) (略) | | | |
| 十の二・二十一 (略) | | | |
| 二十二 ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの | | | |
| イ (略) | | | |
| ロ 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品であつて、次のいずれかに該当するもの | | | |
| (二) (三) (略) | | | |
| (四) (一) に該当する繊維又は(三)に該当するプリプレグ(炭素繊維を使用したものに限る。)を用いた円筒形の成型品であつて、内径が七五ミリメートル超六五〇ミリメートル未満、かつ、厚さが一二ミリメートル以下のもの | | | |
| ハ・ニ (略) | | | |
| 二十三・五十八 (略) | | | |
| 五十九 水からトリチウムを回収するため又は重水を製造(精製を含む。)するための白金を用いた触媒でいた疎水性の触媒であつて、水素と水との間で行われる水素の同位体交換を促進するために設計したもの | | | |
| 設計したもの | | | |
| 六十九六十二 (略) | | | |
| (輸出貿易管理令別表第一関係) | | | |
| 第一条 輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 | | | |
| 一・九 (略) | | | |
| 十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの | | | |
| イ (略) | | | |
| ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。) | | | |
| (二) (略) | | | |
| (二) 低温で用いられる蒸留塔であつて、次の1から4までのすべてに該当するもの | | | |
| 1 細粒ステンレス鋼であつて、水素せい性のないものを用いたもの | | | |
| 2 (略) | | | |
| 3 温度が零下二三八度以下で用いることができるよう設計したもの | | | |
| 4 ○・五メガパスカル以上五メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるよう設計したもの | | | |
| (三) 真空蒸留用の塔に用いることができるよう設計した充てん物であつて、化学的にぬれ性を改善する処理を行つたり青銅製のもののうち、メッシュ状のもの | | | |
| (四) (六) (略) | | | |
| 十の二・二十一 (略) | | | |
| 二十二 ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの | | | |
| イ (略) | | | |
| ロ 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品であつて、次のいずれかに該当するもの | | | |
| (二) (三) (略) | | | |
| (四) (一) に該当する繊維又は(三)に該当するプリプレグ(炭素繊維を使用したものに限る。)を用いた円筒形の成型品であつて、内径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満のもの | | | |
| ハ・ニ (略) | | | |
| 二十三・五十八 (略) | | | |
| 五十九 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒であつて、水素と水との間で行われる水素の同位体交換を促進するために設計したもの | | | |
| 設計したもの | | | |
| 六十九六十二 (略) | | | |

第二条 輸出令別表第一の三の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であつて、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの

イヽイイ (略)
イロ ジプロピルアミン

二・三 (略)

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・十 (略)

十一 空気中の物質を検知する装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 前項に掲げるものについて空気中において検知できる最小検出限界が一立方メートル当たり〇・三ミリグラム未満であり、かつ、連続して使用するように設計したもの

十二 (略)

十三 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラトキシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素(アル

ファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。)、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素(腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素)、ゴニオトキシン、コノトキシン、ジアセトキシスシリペノール、志賀毒素、T-2トキシン、テトロド

トキシン、ネオサキシトキシン、ノジュラリン、パリトキシン、ビスカミン、ブレベトキシ

ン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四・六 (略)

2 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・三 (略)

四 繊維又はこれを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品(第三条第十一号に該当するものを除く。)

イヽハ (略)

二 第十五号に該当する繊維を製造するために特に設計又は改造した装置であつて、次のいすれかに該当するもの

(一) (四) (略)

ホ ホットマルト方式によりプリプレグを製造するために特に設計又は改造した装置
ヘ・ト (略)

第二条 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であつて、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの

イヽイイ (略)
(新設)

二・三 (略)

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・十 (略)

十一 空気中の物質を検知する装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 前項に掲げるものについて空気中における濃度が一立方メートル当たり〇・三ミリグラム未満であつても検知することができるものであり、かつ、連続して使用するように設計したもの

十二 (略)

十三 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラトキシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素(アル

ファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。)、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素(腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素)、ゴニオトキシン、コノトキシン、ジアセトキシスシリペノール、志賀毒素、T-2トキシン、テトロド

トキシン、ネオサキシトキシン、ノジュラリン、パリトキシン、ビスカミン、ブレベトキシ

ン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四・六 (略)

2 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・三 (略)

四 第二号、第十五号又は第十四条第一号に該当するものの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品(第三条第十一号に該当するものを除く。)

イヽハ (略)

二 繊維の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (四) (略)

ホ ホットマルト方式を用いて第十五号ホに該当するプリプレグを製造する装置
ヘ・ト (略)

五〇一五 (略)
十六 粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素であつて、ほう素の重量比による純度が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物、粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素合金であつて、ほう素の重量比が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物、硝酸

グアニジン、二トログアニジン又は五ふつ化よう素
第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一、十一 (略)
十二 金属若しくは合金の部品を製造するために設計された積層造形用の装置であつて、次のイからニまでの全てに該当するもの又はそのために特に設計された部分品

イ 次のいずれかの熱源を有するもの
(一) レーザー
(二) 電子ビーム
(三) 電気放電
ロ 次のいずれかの制御されたプロセス環境を有するもの
(一) 不活性ガス
(二) 一〇〇パスカル以下の真空

ハ 次のいずれかの同軸構成又は近軸構成であるインプロセス監視装置を有するもの
(一) 電子式のカメラであつて、三八〇ナノメートル超三四、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの
(二) バイロメーターであつて、一、〇〇〇度以上の温度を計測するために設計したもの

(三) 放射計又は分光機であつて、三八〇ナノメートル超三、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

二 ハに該当するインプロセス監視装置からのフィードバックに応じて、造形中に熱源のパラメータ、製造経路又は機器設定を修正するように設計された閉ループ制御が可能なもの
(一) バイロメーターであつて、一、〇〇〇度以上の温度を計測するために設計したもの

第六条

輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールド

プログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまで若しくはルからヨまで）のいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物を使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。（以下この条において同じ。）、FFTプロセッサ、スタティック式のラム又は不揮発性メモリーであつて、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。）

(一)、(三) (略)

五〇一五 (略)
十六 粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素であつて、ほう素の重量比による純度が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物、粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素合金であつて、ほう素の重量比が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物、硝酸

グアニジン又は二トログアニジン
第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一、十一 (略)
(新設)

五〇一五 (略)

第六条

輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールド

プログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまで若しくはルからヨまで）のいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物を使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。（以下この条において同じ。）、FFTプロセッサ、スタティック式のラム又は不揮発性メモリーであつて、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。）

(一)、(三) (略)

ハト (略)

チ ニューラルネットワークを用いたもの (ヨに該当するものを除く。)

リカ (略)

ヨ 振發性メモリを含まない他の集積回路との間の全ての入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計が六〇〇ギガバイト毎秒以上である集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらに該当するようブログラムが可能なもの

(一) 合計処理性能 (TPP) が六、〇〇〇以上である機械語命令を実行するデジタルプロセッサユニットを一つ以上有するもの

(二) (一) で指定された機械語命令の実行に寄与するユニットを除き、合計処理性能 (TPP) が六、〇〇〇以上であるデジタル基本演算ユニットを一つ以上有するもの

(三) 合計処理性能 (TPP) が六、〇〇〇以上であるアナログ基本演算ユニットを一つ以上有するもの

(四) (一) から (三) までのデジタルプロセッサユニットと基本演算ユニットの組み合われであつて、それらの合計処理性能 (TPP) の総和が六、〇〇〇以上あるもの

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イチ (略)

リ ハーモニックミクサ又はコンバータであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) スペクトラムアナライザの周波数帯域を一一〇ギガヘルツ超に拡張するように設計したもの

(二) 信号発生器の動作範囲を拡張するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 周波数帯域が一一〇ギガヘルツを超えるもの

2 周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下であつて、出力が一〇〇ミリワット (二〇ディービーエム) を超えるもの

(三) ネットワークアナライザーの動作範囲を拡張するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下であつて、出力が一〇〇ミリワット (二〇ディービーエム) を超えるもの

(削る)

(四) (略)

ヨ バラメトリック信号増幅器であつて、次の (一) から (三) までの全てに該当するもの

(一) 零下二七二・一五度未満の温度で作動するよう設計したもの

(二) 動作周波数が二ギガヘルツ超一五ギガヘルツ以下で作動するよう設計したもの

(三) 動作周波数が二ギガヘルツ超一五ギガヘルツ以下かつ零下二七二・一五度の温度において、雑音指数が〇・〇一五デシベル未満のもの

ハト (略)

チ ニューラルネットワークを用いたもの

リカ (略)

ヨ ハーモニックミクサ又はコンバータであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) スペクトラムアナライザの周波数帯域を九〇ギガヘルツ超に拡張するように設計したもの

(二) 信号発生器の動作範囲を拡張するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 周波数帯域が九〇ギガヘルツを超えるもの

2 周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、出力が一〇〇ミリワット (二〇ディービーエム) を超えるもの

(三) ネットワークアナライザーの動作範囲を拡張するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、出力が三一・六ミリワット (一五ディービーエム) を超えるもの

3 周波数帯域が九〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下であつて、出力が一ミリワット (〇ディービーエム) を超えるもの

(四) (略)

ヨ バラメトリック信号増幅器であつて、次の (一) から (三) までの全てに該当するもの

(一) 零下二七二・一五度未満の温度で作動するよう設計したもの

(二) 動作周波数が二ギガヘルツ超一五ギガヘルツ以下で作動するよう設計したもの

(三) 動作周波数が二ギガヘルツ超一五ギガヘルツ以下かつ零下二七二・一五度の温度において、雑音指数が〇・〇一五デシベル未満のもの

十二 スペクトラムアナライザードアッテ、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 四三・五ギガヘルツ超一〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、表示平均ノイズレベルがマイナス六〇デイビーベーム毎ヘルツ未満のもの

ハ 一〇ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

二 次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 実時間帯域幅が五〇メガヘルツを超えるもの

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 ハマイクロ秒以下の長さの信号を、ギャップ又は窓効果による全振幅からの減衰が三ナシベル未満で、一〇〇パーセントの確率で検出するもの

2 周波数マスクトリガー機能を有するものであつて、ハマイクロ秒以下の長さの信号を一〇〇パーセントの確率で捉えるもの

十三 信号発生器であつて、次のいずれかに該当するもの(一)以上の水晶発振器の周波数を計算した値、減算した値又はこれらの値を通常した値によつて出力周波数を規定する装置を除く。

イ (略)

ロ 四三・五ギガヘルツ超一〇ギガヘルツ以下の一いずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ワット(一〇デイビーベーム)を超えるもの

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一)～(五) (略)

(六) 七五ギガヘルツ超一〇ギガヘルツ以下の一いずれかの周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇マイクロ秒未満のもの

二 搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帶位相雜音の比が次のいずれかに該当するもの

(一) 三・二ギガヘルツ超一〇ギガヘルツ以下の一いずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式による算定した値未満のもの

$$20 \log_{10} \left| \frac{\text{メガヘルツ}}{\text{で表した動周波数}} \right| - 20 \log_{10} \left| \frac{\text{波数とオフセット周波数}}{\text{数の隔たり}} \right| = 126$$

(二) 三・二ギガヘルツ超一〇ギガヘルツ以下の一いずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ超一〇〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20 \log_{10} \left| \frac{\text{メガヘルツ}}{\text{で表した動周波数}} \right| - 206$$

十二 スペクトラムアナライザードアッテ、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の一いずれかの周波数帯域で、表示平均ノイズレベルがマイナス五〇デイビーベーム毎ヘルツ未満のもの

ハ 九〇ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

二 次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 実時間帯域幅が一七〇メガヘルツを超えるもの

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 一五マイクロ秒以下の長さの信号を、ギャップ又は窓効果による全振幅からの減衰が三ナシベル未満で、一〇〇パーセントの確率で検出するもの

2 周波数マスクトリガー機能を有するものであつて、一五マイクロ秒以下の長さの信号を一〇〇パーセントの確率で捉えるもの

十三 信号発生器であつて、次のいずれかに該当するもの(一)以上の水晶発振器の周波数を計算した値、減算した値又はこれらの値を通常した値によつて出力周波数を規定する装置を除く。

イ (略)

ロ 四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の一いずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ワット(一〇デイビーベーム)を超えるもの

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一)～(五) (略)

(六) 七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の一いずれかの周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇マイクロ秒未満のもの

二 搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帶位相雜音の比が次のいずれかに該当するもの

(一) 三・二ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の一いずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式による算定した値未満のもの

$$20 \log_{10} \left| \frac{\text{メガヘルツ}}{\text{で表した動周波数}} \right| - 20 \log_{10} \left| \frac{\text{波数とオフセット周波数}}{\text{数の隔たり}} \right| = 126$$

(二) 三・二ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の一いずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ超一〇〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20 \log_{10} \left| \frac{\text{メガヘルツ}}{\text{で表した動周波数}} \right| - 206$$

ホ デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの

(二) (三) (略)

(四) 七五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるもの
へ 最大出力周波数が一一〇ギガヘルツを超えるもの
十四 ネットワークアナライザーであつて、次のいずれかに該当するもの
イ 四三・五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が一〇〇ミリワット(二〇〇デイベーブーム)を超えるもの
口 削除

ハ 五〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下の周波数帯域における非線形ベクトルの計測機能を有するもの(イに該当するものを除く。)

二 (略)
十五 (十六) (略)

十六 (三) 極低温用の冷却装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 零下二七三・〇五度以下の温度において、四八時間超にわたつて、六〇〇マイクロワット以上の冷凍出力を供給する定格のもの
ロ 二段式のパルスチュープ冷凍機であつて、温度を零下二六九・一五度未満に維持するものであり、かつ、零下二六八・九五度以下の温度において、一・五ワット以上の冷凍出力を供給する定格のもの

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置(ホ及びレにおいて「半導体製造装置」という。)若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ 結晶のエピタキシャル成長装置であつて、次のいずれかに該当するもの(ウに該当するものを除く。)

(一) (略)
(二) 有機金属化学的気相成長反応炉であつて、アルミニウム、ガリウム、インジウム、砒素、りん、アンチモン、酸素又は窒素のいずれか二以上の元素を有する化合物半導体をエピタキシャル成長させるもの
(三) (略)
ロ ホ (略)
ヘリソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するもの
(一) (略)
(二) インプリントリソグラフィ装置であつて、四五ナノメートル以下の線幅を実現することができるもの(テに該当するものを除く。)
(三) (四) (略)

ホ デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの

(二) (三) (略)

(四) 七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるもの
へ 最大出力周波数が九〇ギガヘルツを超えるもの
十四 ネットワークアナライザーであつて、次のいずれかに該当するもの
イ 四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が一〇〇ミリワット(二〇〇デイベーブーム)を超えるもの
ロ 九〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が三一・六二ミリワット(二五デイベーブーム)を超えるもの
ハ 五〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下の周波数帯域における非線形ベクトルの計測機能を有するもの(イ又はロに該当するものを除く。)

二 (略)
十五 (十六) (二)
(新設)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置(ホ及びレにおいて「半導体製造装置」という。)若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品(次号に該当するものを除く。)

イ 結晶のエピタキシャル成長装置であつて、次のいずれかに該当するもの(ウに該当するものを除く。)

(一) (略)
(二) 有機金属化学的気相成長反応炉であつて、アルミニウム、ガリウム、インジウム、砒素、燐、アンチモン又は窒素のいずれか二以上の元素を有する化合物半導体をエピタキシャル成長させるもの
(三) (略)

ロ ホ (略)
ヘリソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するもの
(一) (略)
(二) インプリントリソグラフィ装置であつて、四五ナノメートル以下の線幅を実現することができるもの

(三) (四) (略)
ト マスク又はレチクルであつて、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの
チ 位相シフト膜を有する多層マスクであつて、光源の波長が二四五ナノメートル未満のソグラフィ装置に用いるために設計したもの(トに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したもの)を除く。
リ インプリントリソグラフィテンプレートであつて、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの
リ 削除

ヌワ (略)
力 ドライエッキング用に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 異方性ドライエッキング用に設計し、又は改造した装置であつて、次の全てに該当するもの(ア(一)又はサに該当するものを除く。)

1 (略)

3 2 切替時間が五〇〇ミリ秒未満の高速ガス切替弁を一以上有するもの
3 静電チャック(個別に温度を制御することができる領域を一〇以上有するものに限る。)を有するもの

ヨ (略)

タ 異方性エッキング用に設計した装置であつて、誘電体の材料に対し、エッキングの幅に対する深さの比率が三〇倍を超えて、かつ、当該幅の寸法が一〇〇ナノメートル未満の形状を形成することができるもののうち、次の全てに該当するもの(カ(一)、ヨ、ア(一)又はサに該当するものを除く。)

(一) 高周波のパルス出力の電源を一以上有するもの

(二) 切替時間が三〇〇ミリ秒未満の高速ガス切替弁を一以上有するもの

レ 半導体製造装置のうち、成膜装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(三) 単一のチャンバー内の複数の工程によって金属のコンタクト層を成膜するよう

に設計した装置であつて、次の全てに該当するもの(二)に該当するものを除く。)

1 (略)

2 水素、水素と窒素の混合物又はアンモニアを用いたプラズマにより表面処理を行う

工程を有するもの

(四) 半導体製造装置であつて、複数のチャンバー又はステーション内での複数の工程によつて成膜するように設計したもの(以下「特定半導体製造装置」という。)のうち、次に掲げる全ての工程により金属のコンタクト層を成膜するように設計したもの(二)に該当するものを除く。)

1 (略)

1～3 (略)

(五)・(十) (略)

ソ 特定半導体製造装置のうち、金属の層を成膜するように設計した装置であつて、次の全てに該当するもの(レ(一)に該当するものを除く。)

(一)・(二) (略)

ツ 特定半導体製造装置のうち、金属の層を成膜するように設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの(レ(一)に該当するものを除く。)

(一)・(二) (略)

ネ・ナ (略)
ラ 成膜装置であつて、次のいずれかに該当するもの(キ(三)に該当するものを除く。)

(一)・(二) (略)

ム (略)
ヌワ (略)
力 ドライエッキング用に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

ヌワ (略)
力 ドライエッキング用に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 異方性ドライエッキング用に設計し、又は改造した装置であつて、次の全てに該当するもの

1 (略)

3 2 切替時間が三〇〇ミリ秒未満の高速ガス切替弁を一以上有するもの
3 静電チャック(個別に温度を制御することができる領域を二〇以上有するものに限る。)を有するもの

ヨ (略)

タ 異方性エッキング用に設計した装置であつて、誘電体の材料に対し、エッキングの幅に対する深さの比率が三〇倍を超えて、かつ、当該幅の寸法が一〇〇ナノメートル未満の形状を形成することができるもののうち、次の全てに該当するもの(カ又はヨに該当するものを除く。)

(一) 高周波のパルス出力の電源を一以上有するもの

(二) 切替時間が三〇〇ミリ秒未満の高速ガス切替弁を一以上有するもの

レ 半導体製造装置のうち、成膜装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(三) 単一のチャンバー内の複数の工程によって金属のコンタクト層を成膜するよう

に設計した装置であつて、次の全てに該当するもの(二)に該当するものを除く。)

1 (略)

2 水素(水素と窒素又はアンモニアとの混合物を含む。)を用いたプラズマによる工程

を有するもの

(四) 半導体製造装置であつて、複数のチャンバー又はステーション内での複数の工程によつて成膜するように設計したもの(以下「特定半導体製造装置」という。)のうち、次に掲げる全ての工程により金属のコンタクト層を成膜するように設計したもの(二)に該当するものを除く。)

1 (略)

1～3 (略)

(五)・(十) (略)

ソ ○・○一パスカル以下の真空状態又は不活性ガスの環境において金属の層を成膜するよう

に設計した装置であつて、次の全てに該当するもの(レ(一)に該当するものを除く。)

(一)・(二) (略)

ツ ○・○一パスカル以下の真空状態又は不活性ガスの環境において金属の層を成膜するよ

うに設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの(レ(一)に該当するものを除く。)

(一)・(二) (略)

ネ・ナ (略)
ラ 成膜装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

ム (略)

ウ シリコン又はシリコンゲルマニウムのエピタキシャル成長用に設計した装置であつて、次の全てに該当するもの
(削る)

(二)・(二) (略)

ヰ 厚さが二マイクロメートル超であり、かつ、密度が一立方センチメートル当たり一・七グラム超のカーボンハーダムスクをプラズマを用いた化学的気相成長法により成膜するよに設計した装置

ノ (略)

オ 金属配線間の隙間(幅が二五ナノメートル未満であり、かつ、当該幅に対する深さの比率が一倍以上のものに限る。)に比誘電率が三・三未満の低誘電層を空隙が生じないようにプラズマを用いて成膜するように設計した装置(ヰ(三)に該当するものを除く。)

ク フ (略)

コ プラズマドーピング用に設計されたイオン注入装置のうち、次の全てに該当するもの

(二) 高周波の出力の電源を一以上有するもの

(二) パルス直流電源を一以上有するもの

(三) 少なくともN型又はP型のいずれかの不純物の注入が可能なもの

エ 深紫外液浸フォトリソグラフィ装置において、又は、深紫外液浸フォトリソグラフィ装置とともに、次のいずれかを実施するように設計又は改造した装置

(二) 次の全てに該当するもの

1 | 深紫外液浸フォトリソグラフィ装置のナノメートルで表した光源の波長に〇・二五を乗じて得た数値を開口数の値で除して得た数値を四五以下に減少させるもの

2 | 深紫外液浸フォトリソグラフィ装置の重ね合わせ精度を二・四ナノメートル以下にするもの

(二) ヘ(二) 2又は3に該当する露光装置の任意の時間間隔における一時間当たりのウエハーを処理する枚数を平均で一パーセント以上増加させるように設計又は改造したもの

(二) エッキング用に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

テ インプリントリソグラフィ装置であつて、四・〇ナノメートル以下の重ね合わせ精度を有するもの

(二) 異方性ドライエッキング用に設計した装置であつて、次の全てに該当するもの

ア | エッキング用に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

テ | インプリントリソグラフィ装置であつて、四・〇ナノメートル以下の重ね合わせ精度を有するもの

(二) 異方性ドライエッキング用に設計した装置であつて、次の全てに該当するもの

ア | 二以上の独立した高周波の電源を有するもの

2 | 2 | 2 | 二以上の独立したガスの供給源を有するもの

3 | 3 | ウエハーの厚みの不均一性を補正するためのプロセス均一性調整機能を有するもの

4 | 4 | シリコン貫通電極の露出工程の終点検出の機能を有するもの

(二) 異方性エッキング用に設計した装置であつて、誘電体の材料に対して、エッキングの幅に対する深さの比率が高い形状を形成することができるもののうち、次の全てに該当するもの(カ(二)、ヨ、タ、ア(二)又はサに該当するものを除く。)

2 | 1 | エッキングの幅に対する深さの比率が三〇を超えるもの

2 | エッキングの幅の上面の寸法が四〇ナノメートル未満のもの

ウ シリコン(炭素を添加したものを含む)又はシリコンゲルマニウム(炭素を添加したものを含む。)のエピタキシャル成長用に設計した装置であつて、次の全てに該当するもの
(二) 複数のチャンバーを有し、かつ、複数の工程間において〇・〇一パスカル以下の真空状態又は水と酸素の分圧が〇・〇一パスカル未満の不活性な環境を維持することができるもの

(二)・(三) (略)

ヰ 厚さが一〇〇ナノメートル超であり、かつ、応力が四五〇メガパスカル未満のカーボンハーダムスクをプラズマを用いた化学的気相成長法により成膜するように設計した装置

ノ (略)

オ 金属配線間の隙間(幅が二五ナノメートル未満であり、かつ、当該幅に対する深さの比率が一倍以上のものに限る。)に比誘電率が三・三未満の低誘電層を空隙が生じないようにプラズマを用いて成膜するように設計した装置(ヰ(三)に該当するものを除く。)

ク フ (略)

(新設)

オ 金属配線間の隙間(幅が二五ナノメートル未満であり、かつ、当該幅に対する深さの比率が一倍以上のものに限る。)に比誘電率が三・三未満の低誘電層を空隙が生じないようにプラズマを用いて成膜するように設計した装置

ク フ (略)

(新設)

(新設)

| | |
|---|------|
| (二) シリコン貫通電極を作るためのエッチングに用いるために設計した装置であつて、次の全てに該当するもの(力、ヨ、タ、ア(一)又はア(二)に該当するものを除く。) | |
| 1 シリコンのエッチング速度が一分につき七マイクロメートルを超えるもの | |
| 2 ウエハー内のエッチングの深さの不均一性が二パーセント以下のもの | |
| 3 シリコン貫通電極のアスペクト比が一〇以上のもの | |
| サ 極端紫外バターンシェイピング用に設計した装置(力(一)、ヨ又はア(一)に該当するものを除く。) | |
| キ 半導体製造装置のうち、成膜装置であつて、次のいずれかに該当するもの | |
| (一) タンゲステンの膜を物理的気相成長法により成膜する装置であつて、イオンフラッシュ誘導用の電磁石を有し、アスペクト比を三以上の形状に対しても成膜するために特別に設計したもの | |
| (二) モリブデン若しくはルテニウム又はモリブデンとルテニウムを組み合わせた膜を原子層堆積法により成膜するように設計又は改造した装置であつて、次の全てに該当するもの(ネに該当するものを除く。) | |
| 1 七五度を超える温度で動作するように設計又は改造した金属前駆体の供給源を有するもの | |
| 2 四キロパスカール以上の圧力で水素を含む還元剤を使用するプロセスチャンバーを有するもの | |
| (三) プラズマ又はラジカルを用いた化学的気相成長法により成膜するように設計した装置であつて、基板の温度を五〇〇度未満に維持しながら、誘電体膜を单一の装置上で紫外線による硬化を行うもののうち、次の全てに該当する誘電体膜を成膜できるもの | |
| 1 六ナノメートル超二〇ナノメートル未満の厚さの金属形状であつて、二四ナノメートル未満のピッチを有し、かつ、一・八以上のアスペクト比を有するもの | |
| 2 三・〇未満の比誘電率を有するもの | |
| (四) 炭素材料を化学的気相成長法により成膜するように設計した装置であつて、密度が一立方センチメートル当たり一・六グラムを超える材料を用いたもの(ヰに該当するものを除く。) | |
| (五) 二種類以上の金属前駆体を直接液体注入する成膜装置であつて、单一の成膜用のチャンバー内に、幅に対する深さの比率が五〇倍を超える形状に、比誘電率が三五を超える等方的誘電体膜を成膜するように設計又は改造したもの | |
| ユ 三〇〇ミリメートルウエハー用に設計したアーチル装置であつて、ウエハーを一・〇〇〇度を超える温度で、二ミリ秒未満の持続時間で加熱できるように設計したもの | (新設) |
| ミ 超臨界二酸化炭素又は昇華乾燥を用いるように設計した枚葉式のウエハー洗浄装置 | (新設) |
| ミ 直径三〇〇ミリメートル以上のウエハーを受け入れるように設計又は改造したバターン付きウエハー欠陥測定装置又はバターン付きウエハー欠陥検査装置であつて、次の全てに該当するもの | (新設) |
| (二) 二ナノメートル以下の大きさの欠陥を検出するように設計又は改造したもの | |
| (二) 次のいずれかを有するもの | |
| 2 1 波長が四〇〇ナノメートル未満の光源 | |
| 2 分解能が一・六五ナノメートル以下電子ビーム源 | |

(新設)

4 | 3 | ビーム冷陰極電界放出型の電子ビーム源
シ | 計測装置であつて、次のいずれかに該当するもの
二以上の電子ビーム源

(二) 露光前にウエハ形状パラメータを測定し、開口数一・三超の液浸レンズを有する深紫外リソグラフィ装置又は極端紫外リソグラフィ装置の重ね合わせ誤差又はフオーラスを改善するために測定値を利用するよう設計したスタンダードアロン装置

(二) 画像ベースの重ね合わせ誤差又は回折ベースの測定技術を用いて、製品ウエハ・上のレジスト現像後又はエッチング後のフォーカス又は重ね合わせ誤差を測定するように設計した測定装置で、〇・五ナノメートル以下の重ね合わせ誤差測定精度を有するものであつて次のいずれかを有するもの

1 | 1 | トランクへの組み込み用に設計されたもの

2 | 高速波長切り替え機能を有するもの

十七の二 半導体素子、集積回路又は半導体物質の製造用の装置又は試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ | 半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡であつて、

次の(一)から(七)までの全てに該当するもの(国際半導体製造装置材料協会が定めたSEMI規格に準拠したウエハの搬送・保管容器(二〇〇ミリメートル以上のフロント・オープニング・ユニファイド・ボツド(FOPEN)を含む。)用にウエハ搬入部を設計したものを除く。)

(一) ステージの位置決め精度が三〇ナノメートル未満のもの

(二) レーザー干涉計によるステージ位置計測が可能なもの

(三) レーザー干渉計による長さスケール計測に基づく視野の位置校正が可能なもの

(四) 画素数が二〇〇、〇〇〇、〇〇〇を超える画像の収集及び保存が可能なもの

(五) 画像を取得する際の視野の重なりが垂直方向及び水平方向で五パーセント未満のもの

(六) 画像を結合する際の視野の重なりが五〇ナノメートル未満のもの

(七) 加速電圧が二一千ボルトを超えるもの

ロ | 極低温ウエハプローバ装置であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 零下二六八・六五度以下の温度で試験を行うことができるよう設計したもの

(二) 直径が一〇〇ミリメートル以上のウエハに対応するよう設計したもの

十七の三 集積回路の製造用のマスク若しくはレチカル又はこれらの部分品若しくは附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ | マスク又はレチカル(二に該当するものを除く。)であつて、第一号から第八号の四までのはいずれかに該当する集積回路の製造用のもの又はこれらの部分品若しくは附属品(ホーリングのものを除く。)

ロ | 位相シフト膜を有する多層マスクであつて、光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの(イに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。)又はその掲げるものを除く。)

部分品若しくは附属品

十七の二 ペリクルであつて、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したもの

(新設)

二十五 シリコン又はゲルマニウムのふつ化物、水素化物又は塩化物であつて、次のいずれかを含むもの

シリコンであつて、シリコン二八又はシリコン三〇以外のシリコンの同位体からなる不純物の割合が〇・〇八パーセント未満のもの

口 ゲルマニウムであつて、ゲルマニウム七〇、ゲルマニウム七二、ゲルマニウム七四又は

ゲルマニウム七六以外のゲルマニウムの同位体からなる不純物の割合が〇・〇八パーセント未満のもの

二十六 シリコン、シリコン酸化物、ゲルマニウム又はゲルマニウム酸化物であつて、次のいずれかを含むもの又はこれらの基板若しくはインゴット、ブール又はその他のプリフォーム

シリコンであつて、シリコン二八又はシリコン三〇以外のシリコンの同位体からなる不純物の割合が〇・〇八パーセント未満のもの

口 ゲルマニウムであつて、ゲルマニウム七〇、ゲルマニウム七二、ゲルマニウム七四又は

ゲルマニウム七六以外のゲルマニウムの同位体からなる不純物の割合が〇・〇八パーセント未満のもの

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇六 (略)

七 電子計算機又はその電子組立品若しくは部分品であつて、前条第一号ヨに該当する集積回路を一つ以上有するもの

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇八の二 (略)

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(第三条第十九号ハ(二)2、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。)

イ 対称アルゴリズム(アルゴリズムの安全性が次の(二)から(六)までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。)を用いたものであつて、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもののうち、次の(七)から(十)までのいずれかに該当するもの(十一)から(十八)までに該当するものを除く。)

(一)～(十) (略)

(十二) 暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリーダライタであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

1 スマートカードであつて、次のいずれかに該当するもの

一 データ機密性確保のための暗号機能が、本号イに該当しない装置又はシステム(本号ヘのみに該当するものを除く。)に限定して使用されるスマートカードであつて、他の用途のた

かく、他の用途のためにプログラムの書き換えができないもの

(削る)

(新設)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇六 (略)
(新設)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇八の二 (略)

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(第三条第十九号ハ(二)2、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。)

イ 対称アルゴリズム(アルゴリズムの安全性が次の(二)から(六)までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。)を用いたものであつて、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの(当該暗号機能を使用することができるもの(当該暗号機能が有効化されているものも含む。)又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるものに限る。)のうち、次の(七)から(十)までのいずれかに該当するもの(十二)から(二十)までに該当するものを除く。)

(一)～(十) (略)

(十二) 暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリーダライタであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

1 スマートカードであつて、次のいずれかに該当するもの

一 次のいずれかに該当するものに限定されて使用するものであつて、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの

イ (七)から(十)までのいずれにも該当しないもの

ロ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズムを用いたものであつて、データの機密性確保のための

ハ 暗号機能を有するように設計したもの以外のもの

(削る)

二 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる）ことなるもの（認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。）を含む。）をいう。（十二）において同じ。）又は団体情報（法人その他の団体の情報であつて、認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。）（十二）において同じ。）に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ・ロ （略）

イ・ロ （略）

ハ 当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有するデータの機密性確保のための暗号機能を変更することができないもの
リーダライタ（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）

2 リーダライタであつて、専らに該当するスマートカードに記録された個人情報若しくは団体情報に係る情報を読み取り、又は当該スマートカードに個人情報若しくは団体情報に係る情報を記録するように設計し、又は改造したもの（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）

(削る)

（十二） 民生用に設計した携帯用電話機端末（携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。）において同じ。若しくは移動用電話機端末（専ら自動車その他の移動体において使用するよう設計したもの）をいう。（十四）において同じ。）であつて、次の1及び2に該当するもの（衛星電話を除く。）又はこれらの部分品

1・2 （略）

1・2 （略）

1・2 （略）

（十四） 民生用に設計した携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であつて、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもの（うち、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

1 | 設計を変更する前の端末が、本号へに該当するもの
2 | 設計を変更する前の端末のデータの機密性確保のための暗号機能が、設計の変更による影響を受けないものであつて、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの

（新設）
（新設）

（十六） 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であつて、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はその部分品

- (十五) 民生用に設計した移動体通信用の無線アクセスマルチネットワーク装置であつて、暗号機能が使用者によつて変更できず、使用に際して供給者又は販売店の技術支援が必要であるように設計したものうち、無線周波数の出力が〇・一ワット(二〇ディーピー)エム以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが三二以下のもの又はその部分品
- (十六) ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレーであつて、データの機密性確保のための暗号機能が装置の操作、管理若しくは保守に関するものに限定されており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はこれらの部分品
- (十七) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーであつて、データの機密性確保のための暗号機能が次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品
- 1・2 (略)
- (十八) ネットワークに接続する民生産業用途のために設計したものであつて、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品
- 1 次のいずれかに該当するもの
- 一 ネットワークに接続可能な端末であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ データの機密性確保のための暗号機能が、任意でないデータの秘匿又は操作、管理若しくは保守に限定されているもの
- ロ (略)
- 二 ネットワーク装置であつて、次のイ及びロに該当するもの
- イ (略)
- ロ データの機密性確保のための暗号機能が、一に該当する端末のネットワークに接続する民生産業用途の支援に限定されているもの、又は当該ネットワーク装置若しくは本号イ(十八)に該当する他の貨物の操作、管理若しくは保守に限定されているもの
- 2 データの機密性確保のための暗号機能が、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものであつて、当該貨物の有する暗号機能が当該貨物を使用する者によつて変更できないもの
- ロ～ヘ (略)
- 十九 (略)
- 十 船舶の部分品であつて、次のいずれかに該当するものとする。
- イ～ハ (略)
- 十一 輸出令別表第一の一～二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 一～九 (略)
- 十 船舶の部分品であつて、次のいずれかに該当するものとする。
- イ～ハ (略)
- 十一 複合材料を用いた軸を組み込んだ伝動装置であつて、十メガワットを超える出力を伝達するよう設計したもの
- 十一～十四 (略)
- 第十二条 輸出令別表第一の一～三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 一～五 (略)
- (十七) 民生用に設計した移動体通信用の無線アクセスマルチネットワーク装置であつて、暗号機能が使用者によつて変更できず、使用に際して供給者又は販売店の技術支援が必要であるように設計したものうち、無線周波数の出力が〇・一ワット(二〇ディーピー)エム以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが十六以下のもの又はその部分品
- (十八) ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が装置の操作、管理若しくは保守に関するものに限定されており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はこれらの部分品
- (十九) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品
- 1・2 (略)
- (二十) ネットワークに接続する民生産業用途のために設計したものであつて、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品
- 1 次のいずれかに該当するもの
- 一 ネットワークに接続可能な端末であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 情報システムのセキュリティ管理機能が、任意でないデータの秘匿又は操作、管理若しくは保守に限定されているもの
- ロ (略)
- 二 ネットワーク装置であつて、次のイ及びロに該当するもの
- イ (略)
- ロ 情報システムのセキュリティ管理機能が、一に該当する端末のネットワークに接続する民生産業用途の支援に限定されているもの、又は当該ネットワーク装置若しくは本号イ(二十)に該当する他の貨物の操作、管理若しくは保守に限定されているもの
- 2 情報システムのセキュリティ管理機能が、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものであつて、当該貨物の有する暗号機能が当該貨物を使用する者によつて変更できないもの
- ロ～ヘ (略)
- 十一～十二 (略)
- 十 船舶の部分品であつて、次のいずれかに該当するものとする。
- イ～ハ (略)
- 十一 輸出令別表第一の一～二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 一～九 (略)
- 十 船舶の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ～ハ (略)
- 十一 複合材料を用いた伝動軸装置であつて、二メガワットを超える出力を伝達することができるもの
- 十一～十四 (略)
- 第十二条 輸出令別表第一の一～三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 一～五 (略)

六 液体ロケット推進装置の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 極低温用の冷却装置、デュワー瓶、ヒートパイプその他の極低温用装置であつて、極低

温状態にある液体の損失が一年間につき三〇パーセント未満となるように設計したもの

口 零下一七三・一五度以下の温度を維持又は生成するように設計された極低温用容器又は閉サイクル冷却装置

ハチ (略)
七〇二十 (略)

第十七条 外為令別表の五の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

2~6 (略)
7 外為令別表の五の項(八)の経済産業省令で定める技術は、第十四条第二号に該当する電波若しくは赤外線の吸収材又は導電性高分子の使用(据付、保守又は修理に係るものに限る。)に係る技術(プログラムを除く。)とする。

第十八条 (略)

6 外為令別表の六の項(六)の経済産業省令で定める技術は、次の各号の全てに該当する(コ一ティングシステムの設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)とする。

1 第四条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料の腐食を防ぐために設計したもの

2~10 一二〇度を超える温度で使用することができるよう設計したもの

第十九条 外為令別表の七の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一~四 (略)
五 第六条に該当するもの(前二号又は同条第一号、第十六号の三若しくは第十八号から第二十六号までのいずれかに該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2 外為令別表の七の項(二)の経済産業省令で定める技術は、第六条第十七号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌからシまでのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
一~八 (略)

九 複数のチップをマルチチップ集積回路に統合するためには設計した電子コンピュータ支援設計プログラムであつて、次の全てに該当するもの

(一) フロアプランニングを有するもの
(二) チップとパッケージの協調設計又は協調シミュレーションを有するもの

十 マルチパターングを使用した集積回路を設計し、又は製造するために設計し、又は改造した電子コンピュータ支援設計プログラム

十一 深紫外ソーラフィのマスク又はレチクル上のパターンを設計し、又は製造するために設計し、又は改造した計算機ソーラフィ用のプログラム

六 液体ロケット推進装置の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 極低温用の冷却装置、デュワー瓶、ヒートパイプその他の極低温用装置であつて、宇宙

空間用の飛しよう体又はその打上げ用の飛しよう体に使用するように設計し、かつ、極低

温状態にある液体の損失が一年間につき三〇パーセント未満のもの

口 極低温用容器又は閉サイクル冷却装置であつて、零下一七三度以下にすることができるもののうち、宇宙空間用の飛しよう体、打上げ用の飛しよう体又はマツハ数が三を超える

速度での巡航が可能な航空機に使用することができるよう設計したもの

ハチ (略)
七〇二十 (略)

第十七条 外為令別表の五の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

2~6 (略)
7 外為令別表の五の項(八)の経済産業省令で定める技術は、第十四条第二号に該当する電波の吸収材又は導電性高分子の使用(据付、保守又は修理に係るものに限る。)に係る技術(プログラムを除く。)とする。

第十八条 (略)

2~5 (略)
(新設)

2~6 (略)
5 第六条に該当するもの(前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十四号までのいずれかに該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

第十九条 外為令別表の七の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一~四 (略)
五 第六条に該当するもの(前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十四号までのいずれかに該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2 外為令別表の七の項(二)の経済産業省令で定める技術は、第六条第十七号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌからフまでのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一~八 (略)

九 フロアプランニングを有するもの
(一) チップとパッケージの協調設計又は協調シミュレーションを有するもの

十 マルチパターングを使用した集積回路を設計し、又は製造するために設計し、又は改造した電子コンピュータ支援設計プログラム

第二十条 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係る技術（プログラムを除く。）を除く。）とする。

一 第七条第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に必要な技術（プログラムを除く。）

二 第七条第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するため造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

三・四 (略)

附則

(施行期日)

この省令は、令和七年五月二十八日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

官 庁 報 告

官 庁 事 項

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号

太平洋法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日
太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの

をいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

エ 太平洋漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。

(2) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(3) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

(4) 「遊漁船」 遊漁船の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第一条第二項に規定する遊漁船をいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」といいう。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」といいう。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(3) 遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 報告

(1) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

ウ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

エ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

オ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(2) (1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

その他

この指示の実施に必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

第二十条 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係る技術（プログラムを除く。）を除く。）とする。

一 第七条第一号から第五号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に必要な技術（プログラムを除く。）

二 第七条第一号から第五号までのいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラ

ムを除く。）

三・四 (略)

太平洋広域漁業調整委員会指示第五十号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十一條第一項の規定に基づき、きんめだい底刺網漁業について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日
太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

きんめだい底刺し網漁業承認証

きんめだい底刺し網漁業承認証



別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇〇の部分には、当該船舶に係る登記番号を表示すること。
- (2) 大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。

(記載例)

太広委底1

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十二条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日 日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

(5) 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(3) 遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

報告
(1) 遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）を採捕された場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む）
ウ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）
エ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

オ 採捕した海域
キ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号
キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(2) (1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。
6 その他
この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ繩漁業について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日 日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次
日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ繩漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 東経百三十一度四十分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎

から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2) 「とらふぐはえ繩漁業」 動力漁船によりはえ繩を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業

(3) 「浮縄」 とらふぐはえ繩漁業において、海中を移動するはえ繩を用いて操業する漁法

(4) 「底縄」 とらふぐはえ繩漁業において、海中に固定するはえ繩を用いて操業する漁法

2 操業の承認
規制海域において、令和七年五月一日から令和八年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ繩漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

| 県名 | 承認隻数上限 |
|-----|--------|
| 広島県 | 九隻 |
| 熊本県 | 一隻 |
| 長崎県 | 九十五隻 |
| 佐賀県 | 二十二隻 |
| 福岡県 | 八十六隻 |
| 山口県 | 五十八隻 |

4 承認証の交付及び備付け義務
(1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。
(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を當む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならぬ。

5 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第一号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ繩漁業に使用してはならない。

6 承認の取消

委員会は、2の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

7 操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ繩漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8 操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ繩漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

| 区 | 域 | 漁法 | 期間 |
|---|---|---------------------------------------|---|
| A海域 | B海域 | A海域 | |
| 北緯三十四度四十分四十五秒、東経百三十一度四十分三十五秒の点から北西の線以東の海域 | 北緯三十四度四十分四十五秒、東経百三十一度四十分三十五秒の点から北西の線以東の海域 | び令和七年五月一日から八月三十日まで及び令和八年五月一日から八月三十日まで | 及び令和七年五月一日から十一月三十日まで及び令和八年三月二十一日から四月三十日まで |
| C海域 | D海域 | B海域 | |
| 佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線 | 佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線 | 及び令和八年四月一日から八月三十日まで | 及び令和八年四月一日から八月三十日まで |
| E海域 | F海域 | C海域 | |
| 北緯三十三度四十分の線 | 北緯三十三度四十分の線 | 北緯三十三度四十分の線 | 及び令和八年四月一日から八月三十日まで |
| G海域 | H海域 | D海域 | |
| 東経百二十九度二十分の線 | 東経百二十九度二十分の線 | 東経百二十九度二十分の線 | 及び令和八年四月一日から八月三十日まで |
| I海域 | J海域 | K海域 | |
| 北緯三十二度三十分の線 | 北緯三十二度三十分の線 | 北緯三十二度三十分の線 | 及び令和八年四月一日から八月三十日まで |
| L海域 | M海域 | N海域 | |
| 北緯三十一度二十分の線 | 北緯三十一度二十分の線 | 北緯三十一度二十分の線 | 及び令和八年四月一日から八月三十日まで |
| O海域 | P海域 | Q海域 | |
| 北緯三〇度二十分の線 | 北緯三〇度二十分の線 | 北緯三〇度二十分の線 | 及び令和八年四月一日から八月三十日まで |
| R海域 | S海域 | T海域 | |
| 北緯二九度二十分の線 | 北緯二九度二十分の線 | 北緯二九度二十分の線 | 及び令和八年四月一日から八月三十日まで |
| U海域 | V海域 | W海域 | |
| 北緯二八度二十分の線 | 北緯二八度二十分の線 | 北緯二八度二十分の線 | 及び令和八年四月一日から八月三十日まで |
| X海域 | Y海域 | Z海域 | |
| 北緯二七度二十分の線 | 北緯二七度二十分の線 | 北緯二七度二十分の線 | 及び令和八年四月一日から八月三十日まで |

| | |
|--------------------------------|----------------------|
| E 海域 | 浮 繩 |
| 次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海域。 | び 令和七年五月一日から十一月五日まで及 |
| 一 長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線 | 令和七年五月一日から十一月五日まで及 |
| 二 長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線 | 令和八年四月六日から四月三十日まで及 |
| 三 長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線 | 令和八年四月六日から四月三十日まで及 |

(表中の緯度・経度は日本測地系)

- 9 小型魚の再放流
ところがえ漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のところがえ、直ちに放流しなければならない。
- 10 漁獲成績報告書
この承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。
- 11 取扱要領
この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。
- 12 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和七年五月一日から令和八年五月三十一日までとする。
- 日本海・九州西広域漁業調整委員会 指示第八十一号
日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、瀬戸内海における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。
- 令和七年二月二十五日
日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次
る委員会指示
- 日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示
- 1 指示の内容
有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和七年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。
- 瀬戸内海広域漁業調整委員会 指示第四十八号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、遊漁者のくるまぐろの採捕について、次のとおり指示する。
- 令和七年三月四日
瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎
1 定義
この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの
- をいう。
- ア 漁業者が漁業を営む場合

- イ 漁業從事者が漁業者のために水産動植物の採捕に從事する場合
- ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第六条に規定する瀬戸内海をいう。
- 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 「遊漁船」 遊漁船の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第一条第二項に規定する遊漁船をいう。
- 2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限
遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
- 3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限
遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。
- (1) 遊漁者は、瀬戸内海における資源管理の取組に支障を來すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨公示する。
- (2) 瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、瀬戸内海におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を來すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨公示する。
- (3) 遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
- 4 報告
(1) 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。
ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）
ウ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）
エ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所
オ 採捕した海域
- 力 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号
キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号
- (2) (1)の報告を行つては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。
- 5 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。
- その他
この指示の実施に關し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

| 区域 | 期間 | 制限 |
|------|---|--|
| 紀伊水道 | 五月十五日から六月二十日まで | さわらを目的とした操業の禁止 |
| 大阪湾 | 五月二十一日から六月三十日まで （さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで） | さわらを目的とした操業の禁止 |
| 播磨灘 | 九月一日から十一月三十日まで （さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで） | 除はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を禁止（ただし、翌日午前五時までの間のさわらを目的とした操業の禁止（ただし、翌日午前五時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止）を除く） |
| 備讃瀬戸 | 九月一日から十一月三十日まで （さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで） | さわらを目的とした操業の禁止 |
| 瀬戸 | 九月一日から九月三十日まで | さわらを目的とした操業の禁止 |
| 安芸灘 | 九月一日から九月三十日まで | さわらを目的とした操業の禁止 |
| 伊予灘 | 五月十六日から六月十五日まで | さわらを目的とした操業の禁止 |
| 周防灘 | 五月一日から五月三十一日まで | さわらを目的とした操業の禁止 |

4 指示の有效期間

この指示の有效期間は、令和七年四月一日から令和八年二月二十一日までとする。

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六セメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間において、下欄に掲げる制限を設ける。

公 告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第1353号

東京都豊島区巣鴨1丁目14番12-301号

債務者 久豊技研株式会社

代表者代表取締役 柯 文森

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小野美奈子

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1354号

神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目20番14号

債務者 有限会社飯盛工業

代表者代表取締役 飯盛 拓也

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中谷 拓朗

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1450号

東京都世田谷区松原5丁目27番6号 東松原レジデンス401

債務者 株式会社佐野オフィス

代表者代表取締役 佐野 公幸

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 鵜飼 大

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1545号

神奈川県横浜市中区弁天通2丁目21番 アトム閥内ビル5階

債務者 株式会社レジデンシャルゴールド

代表者代表取締役 白井 茂

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山内 貴博

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1540号

東京都杉並区上高井戸1丁目28番27号103

債務者 有限会社ハウスプランナー

代表者代表清算人 吉田 炳夫

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小野美奈子

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1541号

神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目20番14号

債務者 有限会社飯盛工業

代表者代表取締役 飯盛 拓也

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中谷 拓朗

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1512号

東京都墨田区大岡山1丁目12番13号

債務者 NST株式会社

代表者代表取締役 長尾 裕司

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 宮口 裕幸

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

| | | |
|---|--|---------------|
| 令和7年(フ)第1548号 東京都練馬区高松1丁目28番23号 ブランシ 力高松台305号室 債務者 株式会社Diamond Press 代表者代表取締役 竹内 力哉 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松木弓子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10 時 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1580号 東京都新宿区新宿2丁目1番14—401号 債務者 株式会社PLAS 代表者代表取締役 小林 弘 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠山秀典 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2 時30分 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1581号 東京都豊島区東池袋1丁目42番12号 債務者 株式会社NEXT 代表者代表取締役 小林 弘 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠山秀典 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2 時30分 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1584号 東京都中央区日本橋人形町2丁目34番11号 債務者 株式会社エム・エス商事 代表者代表取締役 松本好史 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村瀬幸子 | 東京地方裁判所民事第20部 |

| | | |
|---|--|---------------|
| 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10 時 | 東京地方裁判所民事第20部 | |
| 令和7年(フ)第1587号 東京都文京区音羽1丁目25番15—203号 債務者 株式会社teak.g 代表者代表取締役 加治屋秀仁 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田雅彦 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1 時30分 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1601号 神奈川県横浜市西区楠町4-3 債務者 安全基画株式会社 代表者代表取締役 久保庄平 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川畠和彦 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2 時 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1610号 東京都千代田区神田淡路町1丁目9番5号 債務者 株式会社リンク・ソリューション 代表者代表取締役 吉原滋 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水本陽子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月10日前11 時 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1630号 東京都豊島区巣鴨1丁目24番11号 債務者 ジェー・シー・イー株式会社 代表者代表取締役 柯文森 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水本陽子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後2 時 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1631号 東京都港区浜松町2丁目2番15号 浜松町ダ イヤビル2階 債務者 株式会社Eva Plus 代表者代表取締役 川名ひろみ | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩波修 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後2 時30分 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1622号 東京都足立区神明3丁目25番5号 債務者 株式会社B I K E N 代表者代表取締役 松本忠雄 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田雅彦 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10 時 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1663号 東京都葛飾区水元1丁目25番22号 債務者 合同会社PROCARE 代表者代表社員 田中克征 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木悠平 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前10 時 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1672号 東京都世田谷区瀬田4丁目20番19号 債務者 有限会社オフィス黒田 代表者代表取締役 黒田豊 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山兼太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後2 時 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1673号 東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号 渋谷クロ スター17階、商業登記簿上の本店所在地東 京都新宿区西新宿6丁目12番6号 債務者 株式会社アスィーナ 代表者代表取締役 松木淳 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩波修 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後2 時30分 | 東京地方裁判所民事第20部 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| 令和7年(フ)第1674号 東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号 債務者 株式会社アスィーナホールディングス 代表者代表取締役 松木 淳 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩波 修 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部 | 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野 義章 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時30分 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 | 令和7年(フ)第375号 東京都青梅市新町3丁目41番地の3-A102 債務者 株式会社クラフト 代表者代表取締役 田畠 匠 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 正伸 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時30分 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第1675号 東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号 債務者 株式会社ドクターフライジャパン 代表者代表取締役 松木 淳 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩波 修 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 友美子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時40分 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 嵐谷 厳 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第166号 横浜市神奈川区羽沢南3丁目1番1号羽沢ガーデンハウス201 債務者 株式会社白澤鉄筋工業 代表者代表取締役 白澤 慎一 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森山憲太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時40分 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第1676号 東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号 債務者 株式会社ドクターフライ総研 代表者代表取締役 松木 淳 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩波 修 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 緑川 正樹 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時30分 秋田地方裁判所大館支部 | 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 嵐谷 厳 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第508号 東京都北区豊島7丁目15-3-305 債務者 本間 将 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地 康太 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1677号 東京都文京区千石1丁目2番1号 債務者 有限会社美能矢工務店 代表者代表取締役 馬道 仁 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 曽根 翼 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 脇山 拓 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時 山形地方裁判所鶴岡支部 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石原 重仁 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 令和7年(フ)第205号 埼玉県久喜市栗橋東6丁目20番3号 債務者 有限会社渡企画 代表者清算人 塩崎 邦康 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 猪木あすか 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時10分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |

| | | | |
|--|---|---|--|
| 令和7年(フ)第14号 岐阜県可児市塩河960番地の1 債務者 株式会社テクノ 代表者代表取締役 三崎 平 商業登記簿上の代表者代表取締役 山本美季男 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高井 克介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月10日午後3時30分 岐阜地方裁判所御嵩支部 | 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀木 由紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月12日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部 | 3 破産管財人 弁護士 上月 祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月19日午前11時30分 神戸地方裁判所姫路支部 | 3 破産管財人 弁護士 野木 大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月25日午前10時 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第182号 堺市東区日置莊田中町151番地4 債務者 合同会社ゆめ 代表者代表社員 陸野 有梨 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岬 宏美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月10日午前10時 大阪地方裁判所堺支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小堀 秀行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月20日午後3時 金沢地方裁判所民事部 | 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山岸 正芳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月12日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村瀬 勝彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月25日午前11時15分 津地方裁判所破産係 |
| 令和7年(フ)第718号 大阪市淀川区西宮原2丁目2番2号 債務者 株式会社マルタケ商店 代表者代表取締役 不破 幹雄 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辰田 淳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月12日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 和征 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月16日午後1時30分 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東谷 良子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午前10時10分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 潤帰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月26日午後2時50分 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第801号 大阪市中央区備後町1丁目6番7号三星備後町ビル 債務者 有限会社ハンドウインジャパン 代表者取締役 森下 仁史 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀木 由紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月12日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舟木 謙 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月16日午前10時50分 前橋地方裁判所高崎支部 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇田川高史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午後3時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前9時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神原 太一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月26日午後4時 高松地方裁判所丸亀支部 |
| 令和7年(フ)第802号 大阪市中央区備後町1丁目6番7号三星備後町ビル 債務者 株式会社ラディカルワークス 代表者代表取締役 森下 仁史 | 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後7時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 レイズ・ブレイン 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月27日午後1時30分 さいたま地方裁判所秩父支部破産係 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 令和7年(フ)第70号 香川県高松市寺井町197番地1 債務者 有限会社アサヒ 代表者取締役 青野 浩二 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山地 淳仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時 高松地方裁判所民事部破産・再生係 | 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1539号 東京都大田区田園調布本町21-23-302 債務者 西村 光功 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 大祐 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第173号 横浜市中区南仲通4丁目46番地1 債務者 セルフ株式会社 代表者代表取締役 野崎 孝男 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳巳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮崎 浩之 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1529号 東京都八王子市上壱分方町11-1 石上マンションC館 201 債務者 伊藤亜佑未 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮崎 浩之 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1573号 東京都豊島区池袋4丁目31-10-201 債務者 小野 靖恵 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小幡 明弘 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第29号 盛岡市南仙北2丁目26番10号 債務者 株式会社F-S T Y L E 代表者代表取締役 藤原 厚 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠山 将樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時 盛岡地方裁判所第2民事部 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大藪 直樹 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1530号 東京都千代田区内神田2丁目3-1-702 債務者 佐藤 真美 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大藪 直樹 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1554号 東京都足立区新田3丁目35-20-103 債務者 長谷川浩一 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 泰彦 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 将夫 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1534号 東京都八王子市台町3丁目21-1-407 債務者 今屋 勇夫 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 将夫 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1574号 宮城県仙台市太白区茂庭台4-3-6 ダイヤシティ2000茂庭B2 612、住民票上の住所東京都江戸川区春江町5丁目16番地 債務者 松野 昭宏 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 足立 幸子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1504号 東京都江東区亀戸7丁目41-12-1102 債務者 小林 久鷹 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川村恵一郎 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 将夫 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1571号 東京都大田区中央4丁目7-1-201 債務者 管野 勝巳 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蛯原 龍 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1575号 東京都江戸川区南小岩7丁目15-9 債務者 金井 優 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 陽子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| | | 令和7年(フ)第1572号 東京都大田区大森東5丁目26-13-310 債務者 森 朝江 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 望月 宣武 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで | 令和7年(フ)第1576号 東京都江戸川区南小岩7丁目15-9 債務者 金井 優 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 陽子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 |

| | | |
|---|--|--|
| 令和7年(フ)第1578号 東京都町田市真光寺1丁目32-1-101 債務者 梅田 成子 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 昌彦 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1647号 東京都稻城市向陽台4丁目4-2 ピューブラザ向陽台2-113 債務者 渡邊 和彦 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内藤 澄 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1579号 東京都中野区新井1丁目12-6-302 債務者 石川 晋 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 義宏 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北本 大志 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第144号 栃木県宇都宮市戸祭4丁目11番10号 カーサ・セレノ203号室、前住所栃木県宇都宮市松が峰2丁目3番12号 サンデュエル松が峰グランアクシス608号室 債務者 山田 丈晴 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤 浩平 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 |
| 令和7年(フ)第1586号 東京都新宿区上落合2丁目28-1-201 債務者 新岡 卓也 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武藤 廉 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日前10時 23日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 森彦 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日前10時 23日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1522号 埼玉県富士見市関沢2丁目14-41 債務者 村崎 智一 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯塚 弘樹 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1599号 東京都清瀬市竹丘1丁目14-14-308 債務者 山元 良太 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉岡 真理 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 森彦 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日前10時 23日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1448号 東京都中野区沼袋2丁目28-46 K I フラットII 201 債務者 我妻 尚宏 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 徳永 裕文 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日前10時30分 30日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| | 令和7年(フ)第1613号 東京都北区堀船1丁目19-3 債務者 又吉 香利 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 森彦 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日前10時 23日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第1537号 東京都豊島区長崎6丁目38-2-21 債務者 鈴木あかね 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長瀬恵利子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日前10時30分 30日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 東京地方裁判所民事第20部 |

令和7年(フ)第1551号

東京都中野区南台3丁目6-3-201

債務者 安永 政子

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西野 優花
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1598号

東京都世田谷区太子堂1丁目2-2-906

債務者 井口 龍太

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内英一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1608号

東京都品川区東大井2丁目4-4-201

債務者 工藤 勇樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 閑
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1664号

東京都葛飾区水元1丁目25-22

債務者 田中 克征

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 悠平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1670号

東京都葛飾区金町3丁目7-2 光ハイツ2
102

債務者 園田 敏子

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 雄貴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1671号

東京都葛飾区金町3丁目7-2 光ハイツ2
102

債務者 園田なぎさ

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 雄貴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2号

静岡県浜松市中央区葵西2丁目13番8号 グランソレイユA208

債務者 加藤 達也

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平野 晶規
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月3日午後4時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第368号

東京都国分寺市泉町3丁目37番23号マーベラスパレス414

債務者 本田 萌華

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日高 正博
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月4日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第690号

栃木県宇都宮市御幸町149番地6

債務者 打越 富雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日向野 灌
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午後2時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第1546号

東京都板橋区前野町2丁目16-1-611

債務者 白井 茂

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山内 貴博
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1582号

東京都杉並区高円寺北3丁目20-19-201

債務者 小林 弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠山 秀典
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午後2時30分

6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1602号

東京都練馬区下石神井5丁目18-15-203

債務者 久保 庄平

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲葉 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1611号

千葉県船橋市二和東6丁目31-10

債務者 吉原 滋

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 進士 肇
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1623号

東京都足立区神明3丁目25-5

債務者 松本 忠雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田 雅彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1628号
東京都江東区東陽2丁目3-1-817
債務者 森山 貴司

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川畑 和彦
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1632号
東京都港区海岸3丁目13-12-1201
債務者 川名ひろみ

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森 孝博
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1451号
東京都世田谷区松原5丁目27-6-401
債務者 佐野 公幸

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鵜飼 大
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1513号
東京都目黒区大岡山1丁目12-13
債務者 長尾 裕司

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮口 裕幸
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1542号

東京都世田谷区鎌田2丁目20-15
債務者 飯盛 拓也

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中谷 拓朗
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1549号

愛知県常滑市泉町2丁目100-6
債務者 竹内 力哉

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松木 弓子
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1585号

東京都新宿区戸山1丁目14-15-402
債務者 松本 好史

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 村瀬 幸子
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1588号

東京都文京区音羽1丁目25-15-203
債務者 加治屋秀仁

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 牧 基弘

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1621号
東京都国立市中2丁目22-19-204
債務者 堀 宏樹

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 美和 薫
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1761号
東京都港区芝大門1丁目1-34-502
債務者 木下 祐史

1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 町田 健一
4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第167号
横浜市神奈川区羽沢南2丁目16番24号 ソレアード201号
債務者 白澤 憲一

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森山憲太郎
4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日午前11時40分
6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1570号
東京都杉並区井草2丁目7-7-301
債務者 三芳有歌子

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡部 鉄平
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月27日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第329号

東京都昭島市朝日町3丁目3番11号サンハウス1-B
債務者 池上 礼子

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石原 重仁
4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1333号

東京都練馬区南大泉2丁目11-3 IMGハウス1 105
債務者 吉田 炳夫

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小野美奈子
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1354号

東京都豊島区巣鴨1丁目14-12-301
債務者 柯 文森

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 水本 陽子
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1509号
東京都世田谷区砧1丁目34-11-103
債務者 吉原慎太郎

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐久間敦子
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1531号
東京都杉並区阿佐谷北4丁目12-8-111
債務者 渡辺 大生

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 克己
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1533号
東京都練馬区冰川台4丁目1-6-702
債務者 道前 訓

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阿久津 透
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1558号
東京都板橋区大山東町24-16-401
債務者 川島 公実

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鶴田 信紀

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前午10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1463号
東京都新宿区中井1丁目1-12
債務者 斎藤 歩美
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山口 準子
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日前午10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1577号
東京都目黒区東が丘1丁目16-26-205
債務者 木戸 浩
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾田 大吾
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日前午10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1678号
東京都文京区本郷3丁目41-9
債務者 山本ひかり
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 辻 周典
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日前午1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1458号
東京都大田区蒲田2丁目16-4-202、住民
票上の住所東京都大田区蒲田2丁目16-4
債務者 藤井 司
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小松 純士
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月
17日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1498号
東京都大田区萩中1丁目9-11-102
債務者 渡邊 鉄兵
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾崎 洋祐
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月
17日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1547号
神奈川県川崎市幸区南幸町2丁目18-4-
101
債務者 千葉 克俊
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 工藤竜太郎
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月
17日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1528号
東京都江戸川区江戸川6丁目20-2-505
債務者 加藤 翼
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤川 沙樹

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1550号
東京都港区白金6丁目9-9-203
債務者 真木龍之介
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 芥川 壮介
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1701号
神奈川県横浜市港北区富士塚2丁目28-28-305
債務者 三浦 高裕
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西岡 孝浩
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前11時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1532号
東京都杉並区高円寺北2丁目14-25-202
債務者 宮本 紗花
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安藤 博規
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月8日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで
東京地方裁判所民事第20部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ)第16号

栃木県足利市福居町1291番地1 FLOR II
202、旧住所埼玉県さいたま市大宮区三橋4
丁目77番地11 ジュネスペルB102

債務者 佐々木 茜

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第21号

栃木県足利市朝倉町819番地1 サンビルッ
ジB106

債務者 甲斐 夕貴

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第25号

栃木県足利市西場町756番地

債務者 寺島 優伊(旧姓浦野)

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第16号

三重県度会郡大紀町阿曾2162番地7

債務者 村田久美子

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで
津地方裁判所松阪支部

令和7年(フ)第44号

岩手県滝沢市大石渡7番地1 共信荘B-8
号

債務者 菊池 孝

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第46号

盛岡市門1丁目20番10号 アレグリーア101
号

債務者 工藤 真美

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第296号

茨城県土浦市湖北1丁目9番15号 102号室

債務者 真中 春輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第35号

茨城県稲敷郡阿見町岡崎2丁目8番地19 無
料低額宿泊所わかくさ344号室

債務者 山崎 克宏

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第138号

栃木県塩谷郡高根沢町大字太田1082番地

債務者 石川 誠

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第41号

群馬県太田市八幡町15番8-102号

債務者 川村 和弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第1616号

千葉県浦安市当代島1丁目26番15-205号

エスペランサ

債務者 千竈 幸雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第139号

千葉県船橋市夏見台2丁目1番22-103号

債務者 福井 考一

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第165号

千葉県習志野市実穂4丁目33番2号 フィ
オーレ・ミモミII 201号

債務者 小林 玲子

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第198号

千葉市緑区あすみが丘7丁目18番地2 メゾ
ンクレール壱番館203号

債務者 長岡 典子

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第214号

千葉県市原市姉崎902番地8

債務者 小西 義彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第222号

千葉市若葉区桜木北2丁目3番14号 ファ
ミユ都賀203号

債務者 神原 愛里

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

| | | | |
|---|--|---|--|
| 令和7年(フ)第242号 千葉市花見川区さつきが丘1丁目34番11棟 304号 債務者 諸崎 英幸 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 岐阜地方裁判所 | 令和7年(フ)第217号 仙台市泉区南光台2丁目3番41号、従前の住所宮城県角田市高倉字手代木16番地1 債務者 熊倉 司 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | 令和7年(フ)第8号 茨城県土浦市大岩田1715番地3 県営大岩田アパート203棟303室 債務者 林 弘美(旧姓郡司) 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第269号 千葉県船橋市高根台5丁目1番253棟201号 債務者 佐伯 由美 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 岐阜地方裁判所 | 令和7年(フ)第82号 岐阜市大洞柏台1丁目1番地 (市営住宅大洞緑園地 15号棟1511号室) 債務者 國森 千尋 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | 令和7年(フ)第57号 茨城県つくば市高野台3丁目5番地1 グラソソレイユ304号 債務者 中村 一幸 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第280号 千葉市美浜区高浜1丁目5番8棟101号 債務者 市川 邦恵 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 岐阜地方裁判所 | 令和7年(フ)第18号 香川県高松市国分寺町国分2297番地 ハイツM&M A101 債務者 野上 愛夏 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | 令和7年(フ)第296号 仙台市青葉区昭和町3番15-712号 債務者 千葉 由衣(旧姓貝野瀬) 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第280号 千葉市美浜区高浜1丁目5番8棟101号 債務者 市川 邦恵 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 | 令和7年(フ)第25号 宮城県石巻市湊町1丁目5番24号 市営湊町復興住宅3-26号 債務者 阿部 雄幸 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係 | 令和7年(フ)第14号 茨城県鹿嶋市大字和959番地54 債務者 金澤 美保 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第315号 千葉県浦安市堀江4丁目13番39号 1F 債務者 大和田悠佳 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 福岡地方裁判所民事部破産・再生係 | 令和7年(フ)第15号 福岡県大牟田市新勝立町2丁目1番地1 勝立市営住宅6棟22号 債務者 後藤 嘉代 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係 | 令和6年(フ)第650号 福島県郡山市富田町字町内24番地の3 フレグラナンスナガオA103号 債務者 佐藤 愛美 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 水戸地方裁判所麻生支部 |
| 令和7年(フ)第315号 千葉県浦安市堀江4丁目13番39号 1F 債務者 大和田悠佳 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 福岡地方裁判所民事部破産・再生係 | 令和7年(フ)第43号 茨城県桜川市友部1838番地2 債務者 吉岡 弘 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福島県郡山市富田町字町内24番地の3 フレグラナンスナガオA103号 | 令和6年(フ)第650号 福島県郡山市富田町字町内24番地の3 フレグラナンスナガオA103号 債務者 佐藤 愛美 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 |
| 令和7年(フ)第67号 岐阜市黒野南3丁目70番地3 (杉山住宅Aー中号室)、前住所岐阜県本巣郡北方町加茂553番地の3 債務者 山本スミエ | 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 福岡地方裁判所大牟田支部 | 令和7年(フ)第217号 仙台市泉区南光台2丁目3番41号、従前の住所宮城県角田市高倉字手代木16番地1 債務者 熊倉 司 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | 令和7年(フ)第8号 茨城県土浦市大岩田1715番地3 県営大岩田アパート203棟303室 債務者 林 弘美(旧姓郡司) 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 |

| | |
|---------------------|--|
| 令和7年(フ)第121号 | 栃木県下都賀郡壬生町本丸1丁目10番36号 アメニティハイツ D101、前住所所栃木県下都賀郡壬生町大師町32番13号 コーポ寺内Ⅱ 102 債務者 塚原 聖子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 |
| 令和7年(フ)第150号 | 栃木県宇都宮市下岡本町3775番地13 債務者 斎藤 寿恵(旧姓並木) 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 |
| 令和6年(フ)第340号 | 千葉県白井市清水口2丁目4番5棟502号 債務者 野添 幸恵 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 千葉地方裁判所佐倉支部 |
| 令和7年(フ)第50号 | 千葉県印西市内野2丁目6番地5棟202号 債務者 鈴木 恵子 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 千葉地方裁判所佐倉支部 |
| 令和7年(フ)第22号 | 長野市川中島町今井1528番地6 ディアスイイジマ1・102号室、旧住所長野県中野市大字吉田1295番地の6 債務者 栗原 隆 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 | 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで |
| 本件破産手続を廃止する。 | 静岡地方裁判所民事第2部 | 静岡地方裁判所民事第2部 | 静岡地方裁判所民事第2部 |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで |
| 長野地方裁判所民事部破産係 | 和歌山地方裁判所民事部 | 和歌山地方裁判所民事部 | 和歌山地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第90号 | 岐阜市旭見ヶ池町21番地1 (アネックス105号室) 債務者 松浦 重夫 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで | 令和7年(フ)第130号 | 静岡県藤枝市瀬古2丁目10番27号 ホーブスターB棟203号、旧住所静岡県藤枝市瀬古2丁目9番11号 債務者 原口 愛恵 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで |
| 岐阜地方裁判所 | 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 和歌山地方裁判所民事部 | 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第12号 | 岐阜県大垣市南若森町380番地1、前住所川崎市幸区南加瀬5丁目22番21号 B号室 債務者 三輪 大将 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで | 令和7年(フ)第5号 | 三重県亀山市本町3丁目2番10号 債務者 伊東 弘子 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで |
| 岐阜地方裁判所大垣支部破産係 | 静岡地方裁判所民事第2部 | 静岡地方裁判所民事第2部 | 静岡地方裁判所民事第2部 |
| 令和6年(フ)第760号 | 静岡県島田市阪本1427番地 ビラフレスカ101号 債務者 村松 美里(旧姓中山) 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで | 令和7年(フ)第12号 | 三重県鈴鹿市大池1丁目7番5号 サンライズ大池2A 債務者 高田 保美 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで |
| 岐阜地方裁判所大垣支部破産係 | 津地方裁判所破産係 | 津地方裁判所破産係 | 津地方裁判所破産係 |
| 令和7年(フ)第44号 | 和歌山市杭ノ瀬126番地1 そうせい宮前 債務者 濱野 靖香 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで | 令和7年(フ)第4号 | 和歌山市杭ノ瀬126番地1 そうせい宮前 債務者 濱野 靖香 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで |
| 静岡地方裁判所民事第2部 | 和歌山地方裁判所民事第2部 | 和歌山地方裁判所民事第2部 | 和歌山地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第83号 | 静岡県藤枝市南駿河台2丁目8番12号 債務者 安田みのり 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 | 令和7年(フ)第115号 | 岡山県玉野市槌ケ原2072番地11 ビレッジハウス槌ケ原1号棟108、旧住所岡山市南区福富東2丁目32番16号 A-205 債務者 山本英和こと 文 秀敏 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで |
| 静岡地方裁判所民事部 | 和歌山地方裁判所民事部 | 和歌山地方裁判所民事部 | 岡山地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第22号 | 長野市川中島町今井1528番地6 ディアスイイジマ1・102号室、旧住所長野県中野市大字吉田1295番地の6 債務者 栗原 隆 | 令和7年(フ)第50号 | 和歌山市栄谷49番地1 栄谷第四団地18-1号 債務者 亀井 彰 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで |
| 千葉地方裁判所佐倉支部 | 和歌山地方裁判所民事部 | 和歌山地方裁判所民事部 | 和歌山地方裁判所民事部 |

令和7年(フ)第22号

広島県尾道市東元町25番33号
債務者 神田あゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第106号

鹿児島市星ヶ峯4丁目42番63-44号 市営
星ヶ峯住宅6344号
債務者 德 建吾

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第41号

沖縄県沖縄市知花5丁目26番14号 南灯荘、
住民票上の住所沖縄県沖縄市高原7丁目16番
24号 レオパレス高原204
債務者 酒匂 優介

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第42号

沖縄県うるま市与那城屋慶名354番地 森根方
債務者 伊禮 朝雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第43号

沖縄県うるま市字高江洲976番地 和宇慶アパート1F
債務者 稲田 広大

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第11号

青森県八戸市大字大久保字西ノ平25番地155
債務者 大澤 祥輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第31号

青森県三戸郡三戸町大字川守田字赤坂31番地
4
債務者 松尾 博之

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第19号

秋田県大仙市若竹町23番23号 ヴィラージュ
若竹C-223
債務者 松田 雅人

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(フ)第369号

東京都三鷹市北野4丁目9番9号イーエスハイム101
債務者 荒井 豊

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第434号

横浜市南区八幡町10番地 進藤アパート201
債務者 豊嶋 哲

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第480号

神奈川県大和市中央林間西4丁目28番26号
ピュア中央林間B201
債務者 西田 浩光

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第10号

三重県名張市梅が丘南2番町63番地
債務者 林 美沙（旧姓岡野）

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和7年(フ)第12号

三重県名張市桔梗が丘1番町4街区82番地
債務者 池中 理恵（旧姓渡邊）

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和7年(フ)第65号

三重県四日市市堀木1丁目4番8号 オーク
齊藤902
債務者 伊藤 由佳

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第67号

三重県四日市市市場町9番地19 高見ヒルズ
R3-101
債務者 矢田 富哉

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第68号

三重県四日市市桜新町2丁目221番地1 オ
レンジハウスA
債務者 岸 里奈

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第50号

大津市大萱6丁目7番27号 ハイツ川原崎
103
債務者 横井 文雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第117号

京都市右京区太秦乾町13-3 サクシード太秦203、住民票上の住所京都府長岡市天神4丁目7番6号

債務者 後藤 大将

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第280号

京都市伏見区小栗栖中山田町12番地1 府営住宅小栗栖西団地10-101

債務者 森原 友美

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第574号

兵庫県加古川市別府町新野辺538番地の9、従前の住所兵庫県加古川市野口町野口769番地の1

債務者 大下香代子

保佐人 山本 知代

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第107号

兵庫県姫路市別所町小林667番地 ロワジール102号室

債務者 松本 晴斗

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第112号

兵庫県姫路市余部区下余部576番地4、従前の住所兵庫県姫路市網干区興浜1206番地6

債務者 菅野 紗香

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第28号

鳥取県米子市寺町15番地

債務者 大淵 滋夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第34号

広島県福山市西深津町2丁目14番27-7号

MKウイングA102、旧住所広島県福山市緑陽町1丁目9番13号

債務者 中川 義輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第31号

山口県下関市貴船町1丁目14番18号 桃ヶ丘アパート A-3号

債務者 藤巻 近義

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第34号

愛媛県松山市来住町1207番地 久米南団地52号

債務者 尾崎 奈穂

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第61号

愛媛県松山市馬木町41番地1 カーサ城北A203号

債務者 小松ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第63号

愛媛県松山市道後町2丁目10番33号 T's mansion 2 108号

債務者 小池 納美

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第6号

大分県豊後高田市見目104番地 生活支援ハウス香寿荘、前住所大分県豊後高田市夷1654番地

債務者 松村 和行

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第48号

宮崎市花ヶ島町大原2337番地 県営住宅1棟518号、前住所宮崎市和知川原1丁目110番地

2 D'クラディア宮崎コートブルク1005号
債務者 門田 幸一

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第428号

千葉県八街市泉台2丁目12番地25
債務者 高橋 稔也

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第21号

千葉県いすみ市岬町椎木595番地6
債務者 安藤 桜彩

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第26号

千葉県長生郡一宮町船頭給237番地1 県営住宅2棟603号
債務者 榎本 信孝
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第27号

千葉県長生郡一宮町船頭給237番地1 県営住宅2棟603号
債務者 榎本夕夏理
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第462号

大阪市此花区西島4丁目1番16-407号
債務者 宮本 香織
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第699号

大阪府八尾市宮町1丁目7番26号
債務者 中田和歌子
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第705号

大阪府東大阪市南鴻池町2丁目5番7号 プレアール鴻池 414号
債務者 石川由美子

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第720号

大阪市都島区都島中通3丁目15番13号
債務者 仲渡 弘枝
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第721号

大阪市都島区都島中通3丁目15番13号
債務者 仲渡 仁美
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第722号

大阪市都島区都島中通3丁目15番13号
債務者 仲渡 由華
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第772号

大阪市城東区今福西3丁目9番41号
債務者 三明 一喜
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第911号

大阪市此花区四貫島2丁目25番12号 あんしんらいふ千鳥橋式番館 702号室
債務者 平尾 和子
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第792号

大阪市西成区天下茶屋1丁目18番20号 蒲生ハイツ 2F
債務者 三宅 等
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第816号

大阪市住吉区苅田3丁目13番22号 フローラルハイツ 101号
債務者 山田 幸代
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第866号

大阪市東淀川区大桐5丁目19番44号 ル・クールA棟 1号
債務者 宮下 照美
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第911号

大阪市此花区四貫島2丁目25番12号 あんしんらいふ千鳥橋式番館 702号室
債務者 平尾 和子
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第914号

大阪市東淀川区西淡路3丁目3番24号 アパートメント林 103号、前住所大阪府大東市三箇6丁目3番5号
債務者 水谷 翼
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第942号

大阪市北区天神橋2丁目3番3号 サンステイル南森町 601号室
債務者 片野清次郎
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第967号

大阪市平野区喜連西1丁目10番1-808号
債務者 本高美紀子(旧姓小嶋)
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第972号

大阪市東淀川区北江口4丁目2番16号
債務者 亀井 修
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

大阪地方裁判所第6民事部

| |
|--|
| <p>令和7年(フ)第1033号 大阪府東大阪市東山町19番7号 グループホーム いつき、前住所大阪府東大阪市日下町2丁目8番61号 債務者 中村 賢二 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和5年(フ)第235号 兵庫県伊丹市船原1丁目6番22—402号 債務者 松本 優史 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 令和6年(フ)第299号 兵庫県川西市けやき坂5丁目6番地の51、前住所大阪府吹田市藤白台1丁目1番17—302号 債務者 綱島 崇通 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 令和7年(フ)第31号 兵庫県伊丹市中央2丁目3番10—202号 傾債務者 土井 真由(旧姓新留) 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 令和7年(フ)第313号 兵庫県伊丹市中央2丁目3番13—407号 傾債務者 曲直部秀幸 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 令和7年(フ)第53号 兵庫県宝塚市高司1丁目4番4号 クロード・サンⅠ 310 傾債務者 井上 美樹 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 令和7年(フ)第50号 兵庫県明石市大久保町西島149番地の1 コート・ド・メールⅡ番館A棟101号、前住所神戸市灘区岩屋北町7丁目1番23号 ハイツマルヨシ201号 傾債務者 赤嶺 愛莉 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係 令和7年(フ)第6号 兵庫県養父市八鹿町九鹿547番地6 九鹿団地301号室 傾債務者 遠山咲貴子 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 神戸地方裁判所豊岡支部破産係 令和7年(フ)第41号 千葉県成田市中台4丁目1番地94 傾債務者 岩澤 智彦 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 千葉地方裁判所佐倉支部 令和6年(フ)第1308号 東京都八王子市武分方町47番地、申立時の住所東京都八王子市元八王子町2丁目1220番地 グリーンハイツ201号 傾債務者 岩切 国久 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第134号 東京都あきる野市伊奈903番地14 傾債務者 関田 和明 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第214号 東京都調布市西つつじヶ丘3丁目21番地5パストラーレ202 傾債務者 白井 文枝 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第9号 福井県敦賀市中4号20番地の1 2号室 傾債務者 阿世知 茂 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 福井地方裁判所敦賀支部 令和6年(フ)第1841号 千葉県八千代市緑が丘7丁目19番地7 傾債務者 森田 裕美(旧姓萩森) 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> |
|--|

令和7年(フ)第62号
千葉県習志野市本大久保3丁目14番9号 プ
リベメゾンMORI 101号
債務者 建石志津子

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで

**千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第187号**
千葉県船橋市夏見5丁目15番16-107号
債務者 浜田健太郎

1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで

**千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第215号**
千葉県船橋市丸山5丁目4番43号 グランメ
ゾン101号
債務者 照井 葉月

1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで

**千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第230号**
千葉市花見川区花園3丁目9番18号 ショコ
ラティイ花園202号
債務者 宇佐美優翔

1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第234号
千葉市中央区道場南1丁目10番3-2号
債務者 米澤 信道

1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第239号
千葉県浦安市当代島1丁目3番15-110号
サニーハイツ浦安
債務者 牛尾 孝子

1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第273号
千葉県船橋市芝山5丁目16番7号
債務者 佐川 敏則

1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第294号
千葉市緑区あすみが丘4丁目39番地 ガーデンコート杜の街四番館410号
債務者 佐藤 香織(旧姓山田)

1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第302号
千葉県八千代市萱田町1085番地3 α—N E
X Tステージ201号
債務者 筒井 優
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第314号
千葉県船橋市習志野台1丁目10番10号 サンシャイン高根木戸106号
債務者 郡司 雅彦
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第319号
千葉市若葉区貝塚2丁目15番5号 第2パールハイツ101号
債務者 小野 正次
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第328号
千葉市中央区生実町1217番地1 パールハイツマスダ303号
債務者 追分 佑太
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第330号
千葉県市原市西五所24番地1 プレミール
101
債務者 小川 広
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第337号
千葉市中央区亥鼻3丁目2番12号 ケントピ
ア亥鼻B102号
債務者 若林 早苗
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第340号
千葉県市川市大洲4丁目1番2号 (コーポエ
ビス102号)
債務者 松本 健一
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第349号
千葉市花見川区作新台5丁目18番30号
債務者 関 真澄
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

| |
|--|
| 令和6年(フ)第1075号 (従前の住所)滋賀県彦根市南川瀬町1250番地1(204号) 債務者 福手穂菜弥(旧姓塚本) 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1142号 兵庫県三木市志染町青山1丁目16番地の2 債務者 石橋 勤 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1151号 神戸市垂水区星が丘2丁目1番48-1206号 債務者 斎藤 弘美 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第58号 神戸市長田区明泉寺町2丁目4番22号 債務者 平尾 誠一 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第140号 神戸市長田区大日丘町1丁目12番21号 債務者 原野 愛 |

| |
|--|
| 令和7年(フ)第7号 佐賀県杵島郡大町大字福母1803番地37 債務者 楠井 誠 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 青森地方裁判所民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第145号 神戸市長田区駒ヶ林町1丁目16番19号、従前の住所東京都練馬区桜台2丁目25番10号 ベラカハイム102 債務者 福留 瞬 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第201号 神戸市須磨区高倉台4丁目2番3-1207号、従前の住所神戸市須磨区離宮前町2丁目5番10号 Park Court 離宮前201 債務者 村田 和代 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第7号 島根県仁多郡奥出雲町横田566番地 債務者 平良 直也 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 松江地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第13号 青森市本町2丁目9番1号 メゾンドラボート青森501号 債務者 兵庫 修一 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 令和7年(フ)第67号 神奈川県平塚市下島164番地 ビレッジハウスマリエ第一306 債務者 浅場 正義 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 令和7年(フ)第30号 青森市妙見3丁目1番25号 コーポキャピタル205号 債務者 今 あき子 |

| | |
|----------------------|---|
| 令和7年(フ)第1625号 | 東京都渋谷区本町2丁目17-2 ユニコート初台A 205 債務者 宇佐美陽子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1639号 | 東京都荒川区荒川3丁目29-7-402 債務者 神戸一輝 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1682号 | 東京都江戸川区松島2丁目34-17-103 債務者 守屋由美 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1683号 | 東京都港区芝5丁目18-2-1323 債務者 村元みか子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 |

| | |
|----------------------|--|
| 令和7年(フ)第1684号 | 東京都世田谷区上北沢5丁目32-4 トキヨーペータ八幡山3 203 債務者 小川凌平 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1686号 | 東京都港区三田3丁目2-9-803 債務者 松野恭子(旧姓水元) 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1687号 | 東京都墨田区墨田5丁目25-10-302 債務者 櫛田益義 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1688号 | 東京都大田区中央8丁目41-15 グレース曲线2 202 債務者 長田花奈 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1715号 | 東京都台東区松が谷4丁目24-1-501 債務者 松本小百合 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1720号 | 東京都葛飾区鎌倉1丁目38-1-103 債務者 今野光 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1723号 | 東京都墨田区江東橋4丁目30-2-1102 債務者 柳澤剛志 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1725号 | 東京都練馬区大泉学園町8丁目33-18-201 債務者 飛田ことよ 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第1762号 | 東京都港区赤坂2丁目13-21 関根ビル6F 債務者 高橋弥明 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 |

| | |
|----------------------|---|
| 令和7年(フ)第585号 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 |
| | 大阪府交野市星田6丁目1番20-508号、前住所川崎市川崎区観音2丁目14番8-415号 マークウイング川崎 債務者 香月 大樹 |
| | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 |
| | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| | 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 |
| | 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第727号 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 |
| | 大阪市西成区千本中2丁目5番28号 ことぶき文化 3号、前住所大阪市西成区南津守7丁目11番6号 ラビアン 103号 債務者 北田 恒雄 |
| | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 |
| | 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第885号 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 |
| | 大阪市浪速区戎本町1丁目5番4-606号 債務者 岩井カイラ |
| | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 |
| | 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第1009号 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| | 大阪市平野区加美南1丁目4番14号 メゾン神武 202号 債務者 増田 雄大 |

| | | |
|----------------------|--|---|
| 令和7年(フ)第585号 | 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 | 令和6年(フ)第2126号 札幌市豊平区美園8条2丁目6番13-205号 破産者 永田 潤 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| | 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1681号 東京都品川区西中延1丁目8-6-102 債務者 山本 泰生 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 |
| 令和7年(フ)第1047号 | 大阪市東成区東中本2丁目9番16-302号 債務者 谷口 葵 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 | 令和6年(フ)第2144号 札幌市豊平区平岸1条6丁目3番56-405号 破産者 高橋 亮介 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| | 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1726号 東京都墨田区八広4丁目1-6-102 債務者 原田 正成 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分 |
| 令和7年(フ)第1077号 | 大阪市東住吉区矢田3丁目15番15号 ジョイフル矢田 102号、前住所大阪府八尾市西木の本4丁目1番地の1 市営大正住宅216号 債務者 松村 志穂 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 | 令和6年(フ)第2182号 札幌市東区伏古7条3丁目3番33-2号 破産者 大浦弥公都 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| | 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1790号 東京都板橋区仲宿50-8-202 債務者 遠藤 規子 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分 |
| 令和7年(フ)第466号 | 東京都新宿区戸山1丁目11-10-502 債務者 金子 晃久 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 令和6年(フ)第2283号 北海道恵庭市泉町160番地 (M S カタイシ207号) 破産者 亀谷 隆博 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| | 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和6年(フ)第2288号 北海道千歳市新富1丁目3番3-303号 市営住宅北栄団地 破産者 山中 透 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| | 大阪地方裁判所第6民事部 | 免責許可決定 |
| 令和6年(フ)第2093号 | 札幌市白石区本通5丁目北2番16号 破産者 作村 友和 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 令和6年(フ)第2354号 札幌市東区北43条東1丁目6番13-207号 破産者 小澤眞由美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| | 大阪地方裁判所第6民事部 | 札幌地方裁判所民事第4部 |

令和6年(フ)第41号
北海道日高郡新ひだか町静内本町5丁目1番
5-101号
破産者 國吉まゆみ(旧姓清水)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和6年(フ)第292号
茨城県つくばみらい市小綱686番地2 フ
リーダム203
破産者 高橋 智美
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和6年(フ)第300号
茨城県稲敷郡阿見町本郷3丁目17番地 フロ
レアールG棟101号
破産者 小野はる子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第2号
茨城県つくば市長高野1905番地
破産者 會澤 甚吉
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和6年(フ)第82号
茨城県神栖市深芝646番地 コンフォルタ
ブルIV102号室
破産者 伊藤 宏晃
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和6年(フ)第100号
茨城県鹿嶋市大字宮中2333番地51 シャング
リラ101
破産者 斎藤 晴美
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和6年(フ)第101号
茨城県神栖市木崎2825番地25 ラフォンテ・
チャオ 7号棟 106号室、前住所茨城県神栖
市知手中央5丁目9番44号 知手ロイヤルハ
イツ305号室
破産者 佐藤 健一
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和6年(フ)第102号
茨城県鹿嶋市大字宮津台210番地10 潮騒
ジョブトレーニングセンター
破産者 天久 朝斗
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和6年(フ)第105号
茨城県鹿嶋市港ヶ丘1丁目11番5号 植田住
宅
破産者 泉 世一
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和6年(フ)第252号
茨城県猿島郡五霞町大字大福田733番地8
破産者 篠崎 萌
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第6号
茨城県下妻市高道祖88番地1 サンヒル12
101号室
破産者 小暮 拓磨
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和6年(フ)第756号
栃木県那須塩原市西三島1丁目134番地44
破産者 江刺 由梨
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第287号
群馬県安中市磯部3丁目17番10号
破産者 武笠 道生
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(フ)第2022号
東京都新宿区百人町4丁目5番14-413号、
破産手続開始時の住所埼玉県川口市大字前田
1268番地の4
破産者 佐々木史子(破産手続開始時の氏名田
中史子)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2028号
さいたま市岩槻区大字岩槻5374番地3 サン
ハイツ101
破産者 星野 忠弘
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2074号
さいたま市北区宮原町2丁目37番地5 コー
ポさつき203
破産者 田中 麻美
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2088号
さいたま市南区南浦和3丁目50番8-603号
破産者 神岡 克安
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2091号
埼玉県上尾市中妻1丁目5番地12、旧住所埼
玉県上尾市大字瓦葺3321番地 スム東大宮寮
破産者 小松原照美
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2104号
埼玉県志木市下宗岡2丁目19番39-301号
破産者 渡邊 龍一

1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2107号
埼玉県蕨市中央3丁目9-10 コーポ喜芳
101号室、住民票上の住所埼玉県蕨市錦町6
丁目9番14号 ウエストパレス蕨II-305号
破産者 畠山 光男
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2113号
さいたま市浦和区本太2丁目2番8号 本太
ツインパレス302号
破産者 渡邊 雅美
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2140号
埼玉県加須市花崎4丁目16番地32 レオパレ
スグランデ204、旧住所埼玉県東松山市大字
松山1804番地272
破産者 深田 健一
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2155号
埼玉県加須市礼羽302番地3
破産者 渡邊 歩
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1号
埼玉県深谷市本郷1366-16 株式会社はなわ
福祉会 住宅型有料老人ホームふれあい深
谷、住民票上の住所埼玉県川口市中青木4丁
目20番6-103号 センチュリー川口
破産者 矢作 貴一
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

| | |
|----------------------|--|
| 令和7年(フ)第4号 | 埼玉県戸田市中町1丁目31番地の14 破産者 坂口 進哉 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第8号 | 埼玉県志木市中宗岡5丁目24番30-307号 破産者 太田 貴久 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第377号 | 埼玉県熊谷市久保島2123番地5 破産者 斎藤 千尋 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和6年(フ)第389号 | 埼玉県本庄市朝日町1丁目18番5号 美晴マ ンションA棟203号室 破産者 安藤 直美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和6年(フ)第395号 | 埼玉県深谷市国濟寺町8番地8 メルヘン 106号、住民票上の住所埼玉県熊谷市原島 1288番地3 破産者 小出 勇希(旧姓南) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和6年(フ)第28号 | 埼玉県秩父市山田622番地3 破産者 田端 千晶 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所秩父支部破産係 |
| 令和6年(フ)第1529号 | 千葉市花見川区花島町97番地2 破産者 越後 光朗 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |

| | |
|-----------------------------|---|
| 令和6年(フ)第1588号 | 千葉県習志野市大久保1丁目26番3号 ベル ンハウゼ102号 破産者 生藤 和雅 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第1629号 | 千葉県八千代市高津832番地1 高津団地3 街区8棟505号 破産者 岸岡 信行 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第1689号 | 千葉県八千代市島田35番地58 破産者 田中 弘輝 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第1795号 | 千葉市美浜区幸町2丁目23番1号 三桜ビル 301号 破産者 村田 悠綺 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第1796号 | 千葉市若葉区若松町432番地11 若松ハイツ 202号 破産者 梅原 範壯 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第1803号 | 千葉市若葉区みつわ台2丁目13番4号 メゾ ンロゼ202号 破産者 菅原 晃輝 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第1812号 | 千葉市中央区椿森5丁目2番19号 ハセベ椿 森コーポ403号 破産者 仁平 那奈 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 2 主文 破産者について免責を許可する。 |
| 令和6年(フ)第1813号 | 千葉県市川市末広2丁目1番2-303号(リ ヴィエール) 破産者 亀谷美由紀 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和5年(フ)第3666号 | 東京都杉並区本天沼1丁目25-3 破産者 小川 潤 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和5年(フ)第3988号 | 埼玉県新座市新堀1丁目11-32、開始決定時 の住所埼玉県新座市新堀2丁目2-4 破産者 清水 鉄平 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和5年(フ)第5792号 | 神奈川県川崎市多摩区西生田3丁目11-12 第一関ハイツ 202 破産者 篠原 真人 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和5年(フ)第6042号 | 東京都世田谷区北烏山9丁目1-20-2 破産者 高橋 良祐 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和5年(フ)第6888号 | 東京都足立区西新井6丁目13-4-101、開始 決定時の住所東京都足立区本木東町27-9 破産者 瀬田 吉孝 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第1355号 | 東京都練馬区石神井台5丁目19-7 破産者 布村 繁 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第1560号 | 東京都渋谷区西原1丁目22-13 破産者 福島 晃 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第1582号 | 東京都品川区中延2丁目10-18-302、開始 決定上の住所東京都江東区北砂3丁目5- 20-304 破産者 大村 登 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第2745号 | 東京都武蔵野市桜堤1丁目7-4-207 破産者 萩野 政則 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第3061号 | 東京都江戸川区篠崎町4丁目19-11-211 破産者 茂木 義秀 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第3143号 | 神奈川県横浜市青葉区荏田北2丁目1-1- 510、開始決定時の住所東京都新宿区下落合 4丁目18-3-205 破産者 重田 貴司 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第3299号 | 東京都品川区大井2丁目21-10-401 破産者 土屋 誠人 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |

令和6年(フ)第4137号
神奈川県横浜市戸塚区深谷町25-3-333
破産者 長江 和彦
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4233号
東京都世田谷区梅丘3丁目13-11-204
破産者 竹市 葵
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4281号
東京都中央区月島3丁目18-9-301
破産者 阿部 貴之
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4398号
東京都港区西麻布1丁目14-11-302
破産者 飯島 統子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4401号
東京都練馬区高松4丁目4-20 コスモス光が丘A棟104
破産者 中村 仁
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4596号
東京都足立区西新井本町3丁目10-23 サンユウハイツⅡ 105
破産者 江添 一三
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4891号
東京都足立区辰沼2丁目18-18-1311
破産者 齋藤 敏則
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6008号
東京都世田谷区砧5-11-13-C、住民票上の住所東京都世田谷区砧5丁目11-13-B
破産者 小山 直哉
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6090号
東京都世田谷区等々力2丁目10-13-106
破産者 古宮 長門
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6430号
東京都大田区新蒲田2丁目1-13 読売新聞販売所
破産者 小山 直人
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6496号
神奈川県相模原市南区松が枝町1-25
破産者 吉成 聰
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6669号
東京都江戸川区春江町2丁目4-1-1007
破産者 伊藤 博敏
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6705号
東京都江東区千石2丁目3-15-401
破産者 岡田 英子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6717号
東京都杉並区松ノ木3丁目24-13-302
破産者 史之りゅうえい
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6829号
千葉県船橋市宮本8丁目8-1-107
破産者 浅野 芳秋
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6855号
東京都大田区北糀谷1丁目10-17 TOKY
O β 梅屋敷1 203
破産者 高尾 勇也
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7051号
東京都葛飾区高砂4丁目1-35-1001
破産者 三山 恵司
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7063号
東京都八王子市館町1097 館ヶ丘団地 1-15-110
破産者 橋場 和紀
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7088号
東京都板橋区三園1丁目1-14-301 ビバ
リーホームズ西高島平Ⅱ
破産者 石川 愛
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7092号
東京都杉並区下井草1-15-11-103、開始決定時の住所東京都杉並区井草2丁目7-14-205
破産者 チェリックバイラム
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7094号
東京都江戸川区江戸川1丁目36-3-302
破産者 入江 真作

1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7118号
東京都江戸川区南小岩1丁目9-5-403
破産者 橋爪 唯
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7160号
埼玉県越谷市東越谷6丁目19-27
破産者 三森 美樹
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7172号
東京都練馬区富士見台3丁目7-7-115
破産者 間宮 純
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7193号
東京都大田区中央3丁目18-12 マツムラアパート
破産者 橋本スミ子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7241号
東京都世田谷区代沢1丁目24-2-604
破産者 小谷 祥生
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7253号
東京都大田区南久が原1丁目12-12-2 安藝方
破産者 宮崎 隆
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7290号
東京都杉並区成田西1丁目27-6-202
破産者 島添 博子(旧姓廣田)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7302号
 東京都北区赤羽台3丁目23-13 第1泉ハイツ101
 破産者 小野寺 修
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7365号
 東京都大田区下丸子1丁目13-2
 破産者 岡 利恵
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7396号
 東京都荒川区東尾久8丁目37-7-203
 破産者 川崎 奈美
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7438号
 東京都江東区南砂2丁目3-7-1119
 破産者 福田 蓮斗
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7439号
 東京都江東区南砂2丁目3-7-1119
 破産者 福田 泰斗
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7449号
 東京都葛飾区四つ木2丁目5-7-104
 破産者 岡村 良子
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7452号
 東京都江東区毛利2丁目12-5
 破産者 鎌田 正人
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7465号
 東京都大田区東矢口3丁目2-1-905
 破産者 笹野 男也
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7470号
 東京都墨田区東向島5丁目22-8
 破産者 西村 公憲
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7495号
 東京都目黒区碑文谷4丁目15-5-103
 破産者 松下 拓矢
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7570号
 東京都板橋区成増2丁目5-22-108
 破産者 酒井 治樹
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7593号
 東京都葛飾区西新小岩3丁目39-9
 破産者 小林 史
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7594号
 東京都葛飾区奥戸5丁目21-17-404
 破産者 小林太一郎
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7596号
 東京都板橋区大山東町7-2
 破産者 西 哲由
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7608号
 東京都豊島区高田2丁目12-34
 破産者 岩井 清隆
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7616号
 東京都新宿区下落合2-10-10-512、住民票上の住所埼玉県新座市新堀1丁目10-7
 破産者 伊原 舞(旧姓小野寺)
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7619号
 東京都清瀬市竹丘2丁目8-27-405
 破産者 谷川 紀子
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7621号
 東京都品川区豊町2丁目5-14 ビレッジ戸越公園C 201
 破産者 小林 裕太
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7624号
 東京都大田区上池台3丁目37-4-101
 破産者 茂木あゆみ
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7640号
 東京都板橋区高島平2丁目8-10 トーキョーベータ高島平4 101
 破産者 北村 雷樹
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7646号
 東京都葛飾区青戸3丁目14-17-204
 破産者 宮谷 桂子
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7672号
 東京都中野区中央2丁目4-3-206
 破産者 弓 一博
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7767号
 東京都江戸川区松本2丁目8-13
 破産者 佐藤 智哉
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7839号
 東京都品川区旗の台1丁目1-13-402
 破産者 赤沼 友道
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7847号
 東京都杉並区堀ノ内3丁目2-8-201
 破産者 遠藤 司
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7955号
 東京都世田谷区船橋7丁目8-2-548
 破産者 雨貝まこ都
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8044号
 神奈川県横須賀市ハーランド4丁目51-1-408
 破産者 武山 茉紀
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8129号
 東京都練馬区桜台1丁目21-3-401
 破産者 長尾 満希
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

| | |
|------------------------------------|---|
| 令和6年(フ)第8174号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都大田区田園調布本町33-4-106 破産者 鶴田 長成 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都大田区田園調布本町33-4-106 破産者 鶴田 長成 | |
| 令和6年(フ)第8181号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都品川区南大井2丁目12-1-1412 破産者 鈴木 隆文 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都品川区南大井2丁目12-1-1412 破産者 鈴木 隆文 | |
| 令和6年(フ)第8188号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都中野区鷺宮6丁目8-8-101 破産者 中谷 諭史 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都中野区鷺宮6丁目8-8-101 破産者 中谷 諭史 | |
| 令和6年(フ)第8190号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都豊島区長崎5丁目18-8-701 破産者 三浦 秀 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都豊島区長崎5丁目18-8-701 破産者 三浦 秀 | |
| 令和6年(フ)第8192号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都世田谷区上用賀1丁目1-13-306 破産者 倉科 吉秀 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都世田谷区上用賀1丁目1-13-306 破産者 倉科 吉秀 | |
| 令和6年(フ)第8213号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都江戸川区東葛西5丁目28-16 破産者 小松多恵子 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都江戸川区東葛西5丁目28-16 破産者 小松多恵子 | |
| 令和6年(フ)第8233号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都港区港南2丁目12-28-2508 破産者 大浪 祥吾 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都港区港南2丁目12-28-2508 破産者 大浪 祥吾 | |
| 令和6年(フ)第8234号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都江戸川区東葛西7丁目11-8-201 破産者 渡邊 哲人 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都江戸川区東葛西7丁目11-8-201 破産者 渡邊 哲人 | |

| | |
|--|---|
| 令和6年(フ)第8235号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都荒川区荒川2丁目20-2 破産者 清本 裕太 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都荒川区荒川2丁目20-2 破産者 清本 裕太 | |
| 令和6年(フ)第8298号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都杉並区成田東4丁目3-4-304 破産者 六十苅美郎 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都杉並区成田東4丁目3-4-304 破産者 六十苅美郎 | |
| 令和6年(フ)第8307号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都世田谷区経堂4丁目33-18-102、開始決定時の住所東京都北区赤羽2丁目7-7-703 破産者 大久保 亮 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都世田谷区経堂4丁目33-18-102、開始決定時の住所東京都北区赤羽2丁目7-7-703 破産者 大久保 亮 | |
| 令和6年(フ)第8329号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都練馬区旭丘1丁目1-2-409 破産者 香山 徹 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都練馬区旭丘1丁目1-2-409 破産者 香山 徹 | |
| 令和6年(フ)第8344号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都中野区上鷺宮2丁目18-43 コーポたかはし1階 破産者 中山 美和 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都中野区上鷺宮2丁目18-43 コーポたかはし1階 破産者 中山 美和 | |
| 令和6年(フ)第8348号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都世田谷区弦巻4丁目13-8-204 破産者 近江 玲鈴 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都世田谷区弦巻4丁目13-8-204 破産者 近江 玲鈴 | |
| 令和6年(フ)第8418号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都江戸川区東葛西7丁目11-8-201 破産者 渡邊 哲人 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都江戸川区東葛西7丁目11-8-201 破産者 渡邊 哲人 | |

| | |
|--|---|
| 令和6年(フ)第8428号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都墨田区緑1丁目14-5-503 破産者 兼田 儕 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都墨田区緑1丁目14-5-503 破産者 兼田 儕 | |
| 令和6年(フ)第8432号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都練馬区貫井1丁目29-10-602 破産者 田中佳代子 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都練馬区貫井1丁目29-10-602 破産者 田中佳代子 | |
| 令和6年(フ)第8433号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都練馬区貫井1丁目29-10-602 破産者 田中 康仁 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都練馬区貫井1丁目29-10-602 破産者 田中 康仁 | |
| 令和6年(フ)第8449号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都江東区大島8丁目34-11-122 破産者 木島 克己 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都江東区大島8丁目34-11-122 破産者 木島 克己 | |
| 令和6年(フ)第8559号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都足立区宮城1丁目26-1 破産者 志沢久美子 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都足立区宮城1丁目26-1 破産者 志沢久美子 | |
| 令和6年(フ)第8581号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都練馬区谷原1丁目21-15-304 破産者 黒岩 美里 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都練馬区谷原1丁目21-15-304 破産者 黒岩 美里 | |
| 令和6年(フ)第8712号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都品川区西五反田4丁目6-10 第2サン村上ビル303 破産者 田村 麻美(旧姓平田) |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都品川区西五反田4丁目6-10 第2サン村上ビル303 破産者 田村 麻美(旧姓平田) | |
| 令和6年(フ)第8716号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都品川区南品川6丁目8-17-201 破産者 町田真須美 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都品川区南品川6丁目8-17-201 破産者 町田真須美 | |
| 令和6年(フ)第8717号 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都練馬区大泉学園町1丁目11-24-103 破産者 渡邊 政幸 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 東京都練馬区大泉学園町1丁目11-24-103 破産者 渡邊 政幸 | |

| | |
|---------------|---|
| 令和6年(フ)第8719号 | 東京都北区赤羽西4丁目44-4-302 破産者 山岸 智恵 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8720号 | 東京都渋谷区本町5丁目15-3-102 破産者 千葉 大作 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8723号 | 東京都江戸川区西葛西2丁目14-5-507 破産者 千野 健 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8728号 | 東京都足立区梅田7丁目26-14-303 破産者 竹村 達哉 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8729号 | 東京都足立区梅田7丁目26-14-303 破産者 竹村 美樹(旧姓小出) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8733号 | 東京都文京区本郷5丁目24-6 本郷大原ビル 破産者 長池 康雄 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8751号 | 東京都足立区大谷田1丁目39-1-203 破産者 尾股 利江 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |

| | |
|---------------|--|
| 令和6年(フ)第8754号 | 東京都町田市忠生4丁目17-1-201 破産者 長堀 真久 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8764号 | 東京都世田谷区弦巻2丁目20-15 佐藤方102 破産者 松本 正治 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8767号 | 東京都足立区柳原2丁目3-2-201 破産者 國富 達哉 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8769号 | 東京都町田市山崎町2200 山崎団地3-1-404 破産者 木元 隆 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8772号 | 東京都板橋区赤塚2丁目12-2-101 破産者 佐々木理加 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8776号 | 東京都江戸川区中葛西5丁目20-19-409 破産者 伊藤 智子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8795号 | 東京都中野区上鶯宮4丁目6-7-105 破産者 竹田 任 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8804号 | 東京都足立区関原3丁目9-2 ホワイトハイム第2 203 破産者 小閑 碩彦 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8805号 | 東京都目黒区東が丘1丁目21-15 東が丘荘 破産者 園田 里美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8806号 | 東京都江戸川区平井4丁目16-5 破産者 術子さおり 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8807号 | 東京都世田谷区桜3丁目31-15-212 破産者 古賀 千尋 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8809号 | 東京都豊島区西池袋2丁目1-6-102 破産者 岡田 祐介 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8810号 | 東京都品川区東大井1丁目25-11-205 破産者 小原 寛生 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8811号 | 東京都調布市飛田給3丁目23-22-207 破産者 伊藤 真矢 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8812号 | 東京都江東区大島1丁目33-13-202 破産者 谷平 正人 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8813号 | 東京都目黒区碑文谷5丁目9-3 TOP学芸大学第4-113 破産者 熊谷 謙太 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8814号 | 東京都江戸川区一之江7丁目16-16-103 破産者 城之内俊尚 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8838号 | 東京都江東区南砂7丁目6-16 金森ビル2F 破産者 鎌谷 健一 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8839号 | 東京都世田谷区北烏山1丁目4-3 メゾンドシフォンII101 破産者 小松崎富美子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8844号 | 東京都新宿区愛住町12 若草荘102 破産者 小笠原 章 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第8845号 | 東京都文京区千駄木5丁目41-24-103 破産者 安島 昂弥 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |

令和6年(フ)第8846号
東京都板橋区栄町30-20-201
破産者 中垣 賢二
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8848号
東京都江戸川区南小岩7丁目26-21-907
破産者 松丸美智子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8850号
東京都狛江市中和泉2丁目4-5-101
破産者 工藤 歩実
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8851号
東京都新宿区北新宿2丁目2-19-106
破産者 高澤 一昭
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8852号
東京都葛飾区奥戸4丁目17-3 第五鈴善荘
202
破産者 吉原 茂雄
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8855号
東京都江戸川区中葛西8丁目3-2 フローラⅢ202
破産者 鈴木 利和
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8856号
東京都江戸川区中葛西8丁目3-2 フローラⅢ202
破産者 鈴木 洋子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8857号
東京都練馬区富士見台3丁目32-12
破産者 秋田 佳祐
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8871号
東京都大田区西糀谷1丁目10-8
破産者 佐々木煌牙
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8872号
東京都大田区西糀谷1丁目10-8
破産者 野水 彩香(旧姓吉見)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8881号
東京都練馬区豊玉中4丁目12-1-217
破産者 福島 三恵
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8884号
神奈川県茅ヶ崎市香川4丁目29-21
破産者 相沢 らら
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8885号
東京都葛飾区奥戸6丁目19-16-103
破産者 原田明菜こと ハラダ アキナ ネラ
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8886号
東京都葛飾区亀有4丁目33-3-203
破産者 福永 雅
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8894号
東京都福生市大字福生883-4-102
破産者 若佐 亮介
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8898号
東京都足立区西新井5丁目2-14-302
破産者 貝藤 勉
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8900号
東京都江戸川区一之江6丁目2-7 佐々木コープⅠ206
破産者 久保田順行
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8902号
東京都江戸川区北小岩4丁目10-4
破産者 下田 葵
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8903号
東京都江戸川区北小岩4丁目10-4
破産者 下田由利菜(旧姓川口)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1号
東京都練馬区上石神井4丁目27-15-202
破産者 田畠 彰子(旧姓野村)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4号
東京都豊島区上池袋3丁目12-20-401
破産者 石川みゆき
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5号
東京都台東区千束4丁目37-4-203
破産者 岩寄 泉
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6号
東京都世田谷区給田5丁目12-16-202
破産者 坂田 信一
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第10号
東京都葛飾区堀切4-32-5-203、住民票上の住所東京都墨田区東向島5丁目25-13
破産者 石川 勝
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第11号
東京都足立区西新井本町2丁目16-2-101
破産者 成澤 元将
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第13号
東京都足立区南花畠3丁目8-5-301
破産者 伊原 孝行
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第14号
東京都世田谷区祖師谷1丁目3-8-111
破産者 齊藤 隆広
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第15号
東京都台東区北上野2丁目11-2-201
破産者 折山 美加
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

| | |
|--------------------|---|
| 令和7年(フ)第18号 | 東京都板橋区西台4丁目4-37-603 破産者 一條 美夏(旧姓古館) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第19号 | 東京都台東区清川2丁目18-7-202 破産者 神尾 仁 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第20号 | 東京都品川区八潮5丁目1-4-707 破産者 星野利恵子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第22号 | 東京都大田区大森北6丁目25-15-302 破産者 伊勢島 哲 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第23号 | 東京都足立区鹿浜5丁目24-13-101 破産者 狩野久美子(旧姓関根) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第25号 | 東京都江戸川区西葛西7丁目29-23 レモンハイツ島田2-305 破産者 佐藤 和子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第27号 | 東京都墨田区洗足1丁目18-11-305 破産者 山下 ゆか 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |

| | |
|-----------------------------|--|
| 令和7年(フ)第30号 | 東京都府中市府中町3丁目6-18 破産者 平尾 鷹也 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第31号 | 東京都世田谷区赤堤4丁目9-5-101 破産者 國近 成輔 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第33号 | 東京都大田区東雪谷1丁目17-1-107 破産者 高橋 修平 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第35号 | 東京都国分寺市東恋ヶ窪4丁目25-3-101 破産者 小塚 薫(旧姓石澤) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第36号 | 東京都大田区西蒲田7丁目35-5-403 破産者 秋田 常次 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第47号 | 東京都杉並区宮前2丁目1-16-316 破産者 坂本 久子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第50号 | 東京都中野区弥生町5丁目25-13-306 破産者 高橋 重信 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第51号 | 東京都大田区大森西3丁目4-6-207 破産者 神尾 静香 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第60号 | 東京都江戸川区西瑞江3丁目3-107-101 破産者 森川 務 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第61号 | 東京都中野区白鷺1丁目4-1-613 破産者 森井 恵子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第82号 | 千葉県市川市新田4丁目18-16-201 破産者 白谷 悠輔 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第84号 | 東京都中野区新井1丁目17-10-201 破産者 青山 ひな 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第86号 | 東京都東久留米市本町3丁目13-8-103 破産者 橋本 敏文 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第95号 | 東京都豊島区巣鴨3丁目34-3-302 破産者 森 和紀 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第97号 | 東京都大田区大森中2丁目13-3 メゾンニトウC館107 破産者 太田 敏春 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 2 主文 破産者について免責を許可する。 |
| 東京地方裁判所民事第20部 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第98号 | 東京都大田区大森中2丁目13-3 メゾンニトウC館107 破産者 オオタ アリシア ジョハナ ヘレラ 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第104号 | 東京都練馬区大泉町2丁目53-8 破産者 曾我まりか 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第110号 | 埼玉県戸田市新曽南1丁目5-15-403、開始決定時の住所東京都豊島区南大塚3丁目15-6-302 破産者 福永 大成 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第118号 | 東京都練馬区貫井5丁目12-9-405 破産者 的野 光輝 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第119号 | 東京都練馬区上石神井南町11-25 ミナミハイツA棟 203 破産者 太田 直 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第122号 | 東京都板橋区徳丸3丁目10-8 破産者 馬場 理奈(旧姓木村) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |

| | |
|---------------------|---|
| 令和7年(フ)第123号 | 東京都大田区田園調布1丁目28-18-201 破産者 藤田 春花(旧姓坂谷) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第124号 | 東京都練馬区平和台2丁目39-3-210 破産者 鎌村 樹奈 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第138号 | 東京都板橋区坂下3丁目16-2-108号 破産者 青木 正広 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和6年(フ)第241号 | 長野市安茂里小市3丁目30番7号 カーサ・ソレアードB101号室 破産者 出口 優美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第111号 | 岐阜県大垣市本今1丁目65番地 ウィンデア本今A-12 破産者 見玉ゆかり 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係 |
| 令和6年(フ)第745号 | 静岡市駿河区曲金3丁目7番49号 破産者 山崎 英治 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 |
| 令和6年(フ)第761号 | 静岡県島田市稻荷3丁目8番8号 破産者 飯塚 好美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 |

| | |
|-----------------------------|---|
| 令和7年(フ)第2号 | 静岡市葵区南上沼1丁目5番1-10A号 破産者 鈴木真奈美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 |
| 令和6年(フ)第254号 | 静岡県伊豆の国市南條78番地 市営河東団地A 10号 破産者 平塙 政喜 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第2755号 | 愛知県北名古屋市西之保三町地14番地1 丘マンション3B号 破産者 暮石 勇樹 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和6年(フ)第2942号 | 愛知県春日井市篠木町6丁目9番地1 グランシャリオ篠木306号 破産者 岩田布美子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和6年(フ)第2982号 | 名古屋市中村区名駅南3丁目12番32号 メイクスデザイン名駅南405号 破産者 中村 祐織 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和6年(フ)第3000号 | 名古屋市中川区八田町1709番地 SKYマンション八田301号 破産者 梅津 二郎 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和6年(フ)第872号 | 神戸市北区南五葉2丁目4番31-105号 破産者 堀田 宗三 |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和6年(フ)第1023号 | 兵庫県三田市鈴鹿185番地1、従前の住所兵庫県三田市狭間が丘5丁目2番地 3棟206号 破産者 竹内 佑輔 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1071号 | 神戸市北区鈴蘭台東町6丁目10番28-302号 破産者 堀内 聖三 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1081号 | 神戸市兵庫区荒田町2丁目18番26-303号、従前の住所佐賀市嘉瀬町大字扇町2294番地3 破産者 青花美永久こと 高野 久美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1083号 | 兵庫県三木市志染町青山3丁目25番地の3マドモアゼル青山203号、従前の住所兵庫県三木市志染町西自由が丘2丁目398番地の24 破産者 野中 光秋 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1085号 | 神戸市長田区五番町5丁目1番地 市住27-502号 破産者 齋本 寿子(旧姓上田) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1108号 | 神戸市須磨区禅昌寺町1丁目11番40号 破産者 田原 誠 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1113号 | 兵庫県三木市別所町朝日ヶ丘1番地の128市営朝日ヶ丘中団地高層1号棟304号 破産者 永井 美聖 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1116号 | 神戸市中央区港島中町6丁目2番地の1 神戸パークシティC号棟1105号 破産者 山口 武 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1130号 | 神戸市兵庫区新開地1丁目3番15-404号、従前の住所神戸市兵庫区漢川町10丁目11番19号 破産者 堀岡 大輔 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1138号 | 神戸市東灘区御影本町8丁目3番4号、従前の住所兵庫県尼崎市大庄北2丁目22番11-205号 破産者 中井 紗季(旧姓大音) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1147号 | 神戸市中央区下山手通9丁目10番6-202号、従前の住所神戸市中央区中山手通3丁目12番13号 福家ハイツ205号 破産者 孔雀美容室こと 寺崎 綾子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1154号 | 神戸市中央区北本町通4丁目2番22-407号 破産者 福原 朋子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |

| | |
|----------------------|--|
| 令和6年(フ)第1155号 | 神戸市中央区北本町通4丁目2番22-407号 破産者 福原 華波 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第300号 | 兵庫県明石市松が丘1丁目21番9-105号 破産者 江口加奈江 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係 |
| 令和6年(フ)第305号 | 神戸市西区玉津町小山571番地の1 コン フォート小山A202号、前住所石川県金沢市 三池町105番地2 (M. M36・206号) 破産者 田淵 充子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係 |
| 令和6年(フ)第964号 | 広島市西区己斐上2丁目14番3-205号 破産者 古賀 文人 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和6年(フ)第974号 | 広島市佐伯区城山1丁目11番3-201号 B 棟 破産者 迫田 弘子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和6年(フ)第986号 | 広島市安佐南区祇園7丁目13番7号101号室、 住民票上の住所広島市安佐北区深川5丁目7 番27-101号 グランデール深川6号 破産者 角田 晃斗 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |

| | |
|----------------------|--|
| 令和6年(フ)第1002号 | 広島市安芸区船越3丁目15番27-103号船越 アパート西B 破産者 松下 幸 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和6年(フ)第1013号 | 広島市西区大宮1丁目8番15-104号 破産者 石井 政美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和6年(フ)第1069号 | 広島市安佐南区祇園6丁目8番10-205号 破産者 竹本 瞳 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和6年(フ)第1097号 | 広島市西区古江東町2番27-305号 破産者 原田 志保 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和6年(フ)第1119号 | 広島県廿日市市宮島口東2丁目12番39号 破産者 前垣内智美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和6年(フ)第1138号 | 広島市安芸区船越南2丁目1番18-103号 破産者 橋本 勝年 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和6年(フ)第1146号 | 広島市東区牛田本町3丁目5番9号 中村ビ ル2F 破産者 原 静枝(旧姓西原) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |

| | |
|----------------------|---|
| 令和6年(フ)第1168号 | 広島市安佐南区中筋4丁目5番12-8号 破産者 山下 聖文 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和6年(フ)第1202号 | 広島市南区東雲3丁目6番12-404号 破産者 西田三枝子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第3号 | 北九州市小倉南区南方4丁目7番15号 破産者 佐々木 翼 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |
| 令和7年(フ)第7号 | 北九州市戸畠区新川町2番18-302号 破産者 宮崎 寿 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |
| 令和7年(フ)第9号 | 北九州市八幡東区春の町5丁目10番16号(2 階)、前住所群馬県館林市東美園町6番地の 1 美園コーポビル-205 破産者 仮屋 弘之 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |
| 令和7年(フ)第17号 | 北九州市戸畠区中原東3丁目8番4号(コ一 ボラス中原105号) 破産者 上田 力 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |
| 令和6年(フ)第472号 | 鹿児島市鷲池新町27番2-202号 破産者 菊永 久美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 |
| 令和6年(フ)第97号 | 北海道岩見沢市栗沢町最上222番地6 特別 養護老人ホームいちい荘 破産者 橋本 京子(旧姓吉井) 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部 |

令和6年(フ)第205号
北海道帯広市西13条南27丁目3番地1 プリオール公園南Ⅲ・1-A
破産者 喜多 幸子
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第1号
北海道北見市三楽町71番地5 P r i e r
プリエ5号
破産者 佐藤 友幸
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第6号
北海道北見市美山町西5丁目47番地153
破産者 山本 郁生
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和6年(フ)第126号
青森県三戸郡南部町大字高瀬字根岸79番地1、住民票上の住所青森県三戸郡南部町大字剣吉字桜場122番地6
破産者 宮木 昌志
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和6年(フ)第151号
青森県八戸市日計1丁目5番B1-42号 市営B1-4-2
破産者 田中 莉
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和6年(フ)第163号
青森県八戸市大字湊町字大沢4番地1
破産者 久保 節子
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和6年(フ)第164号
青森県八戸市大字河原木字久保21番地20
破産者 上田 蒼

1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和6年(フ)第375号
盛岡市西仙北2丁目13番29号 アヴニール西仙北102号
破産者 川原 瑞季
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第379号
盛岡市東見前7地割2番地4
破産者 坂下亜希子
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第393号
盛岡市飯岡新田8地割29番地5
破産者 佐々木 望
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第10号
盛岡市仙北2丁目11番36号 SAKURAビル403号室、住民票上の住所盛岡市みたけ4丁目33番17号 第二ユートピアマンション201号 (前住所) 盛岡市加賀野4丁目1番30-203号
破産者 中村 明
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第147号
宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦58番地4
m i c a s i t a 102号
破産者 高橋 優亜
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和6年(フ)第157号
宮城県栗原市若柳字上畑岡夷穴116番地6
破産者 千葉 春香
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和6年(フ)第160号
宮城県遠田郡涌谷町字北田188番地5
破産者 三塚 栄子
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和6年(フ)第169号
宮城県栗原市高清水中の茎34番地 市営中の茎住宅A-2号
破産者 菅原 秀明
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和6年(フ)第271号
福島県郡山市富田東5丁目176番地
破産者 高橋 里菜
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第275号
福島県郡山市富久山町久保田字麓山133番地の5
破産者 遠藤 明宏
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第276号
福島県郡山市富久山町久保田字麓山133番地の5
破産者 遠藤 清美
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第295号
茨城県水戸市見川2丁目43番地の8 レジデンス江橋A-2棟202号
破産者 青木 千尋
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和6年(フ)第465号
茨城県水戸市吉沢町157番地の1 B E-Ⅷ
201号
破産者 佐々木昌紀

1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和5年(フ)第662号
栃木県日光市平ヶ崎125番地6
破産者 中村 正隆
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第506号
栃木県日光市板橋634番地79
破産者 石川 博
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第746号
栃木県宇都宮市南町4番38号 ハッピーハイツC棟202号室
破産者 佐藤 裕美
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第770号
栃木県宇都宮市白沢町2018番地17 スターブラチナ 102号室
破産者 佐々木 恵
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第786号
栃木県鹿沼市府所町92番地16
破産者 伴瀬 正枝 (旧姓伊藤)
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第192号
群馬県邑楽郡大泉町大字坂田1612番地の14
A棟、前住所群馬県太田市南矢島町838番地
2 エムハイツ102号
破産者 ウルフ シルバ エリック ラファエル
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

| | |
|---------------------|--|
| 令和6年(フ)第193号 | 群馬県邑楽郡大泉町大字坂田1612番地の14 A棟、前住所群馬県太田市南矢島町838番地 2 エムハイツ102号 破産者 ウルフ 衣望 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部 |
| 令和6年(フ)第205号 | 群馬県邑楽郡大泉町朝日3-23-23 バナハイツF-103、住民票上の住所山梨県北杜市大泉町西井出8240番地942 破産者 植松 祐太 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部 |
| 令和7年(フ)第5号 | 群馬県太田市鳥山下町678番地2 バナハイツキヨフミ101号 破産者 瀬賀 正章 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部 |
| 令和7年(フ)第6号 | 群馬県太田市飯田町517番地2、前住所群馬県太田市飯田町726番地 若杉コーポ107号 破産者 守田 光穂 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部 |
| 令和7年(フ)第7号 | 群馬県太田市高瀬町7番地5 破産者 原 雅 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部 |
| 令和6年(フ)第83号 | 群馬県桐生市相生町5丁目612番地の16 破産者 清水左智子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部 |

| | |
|-----------------------------|---|
| 令和7年(フ)第7号 | 千葉県印西市内野1丁目8番地7棟508号、 前住所山梨県甲府市小瀬町1115番地11 破産者 伊藤 博美(旧姓湯山) 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部 |
| 令和6年(フ)第190号 | 千葉県東金市東金1308番地3 ツインパレスB-101 破産者 山崎奈津希 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第204号 | 東京都八王子市戸吹町1298番地10 破産者 鈴木 唯士 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和6年(フ)第208号 | 富山市磯部町3丁目6番11-308号 スクエア磯部、前住所長野県佐久市岩村田2569番地11 Big Wings 312 破産者 田辺 葵斗 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第225号 | 富山市大町52番地5 破産者 久村 舞 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第94号 | 石川県加賀市松が丘1丁目33番地36 破産者 村中 勇 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所小松支部 |
| 令和6年(フ)第231号 | 長野県東筑摩郡筑北村東条1336番地3 破産者 坂間 俊夫 |
| 1 決定年月日 令和7年3月21日 | 滋賀県甲賀市水口町東名坂238番地-102号 破産者 川口 修 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | 長野地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第744号 | 静岡県藤枝市前島3丁目15番36号、旧住所東京都足立区六木1丁目15番2号 破産者 南 まゆみ 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 |
| 令和6年(フ)第144号 | 三重県四日市市幸町6番18号 破産者 福村 俊孝 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係 |
| 令和6年(フ)第301号 | 三重県四日市市富田浜町1番18号 コーポ富田301、申立時の住所三重県四日市市桜町6686番地47 破産者 岩田 智史 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係 |
| 令和6年(フ)第452号 | 大津市瀬田2丁目3番35号 メゾン瀬田103、 前住所大津市三大寺6番C-503号 破産者 うちの食卓おつかわりだねこと 鈴村恵 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第489号 | 大津市大萱2丁目28番20号 メゾン・ヒコ105号 破産者 土山 新一 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第505号 | 滋賀県甲賀市水口町東名坂238番地-102号 破産者 川口 修 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第1298号 | 京都府八幡市八幡軸75番地の81、前住所京都府八幡市男山香呂5番地-A44-502 破産者 萩原ひとみ(旧姓中井) 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第1317号 | 京都市南区西九条大国町3番地1 ノアーズアーク東寺403、前住所京都市西京区大原野東竹の里町4丁目2番地 52棟103号 破産者 青山 祐樹 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第1343号 | 京都市山科区厨子奥若林町11番地 リブライブ山科106、前住所京都市山科区大宅坂ノ辻町41番地の26 柳辻荘2階6号 破産者 川端 政義 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第1364号 | 京都市伏見区過書町785番地 ドメーヌ伏見206号 破産者 ガジュマルこと 岡 大佑 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第1367号 | 京都府宇治市菟道中筋10番地 破産者 Tomo塾こと 友田 創太 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第1369号 | 京都市左京区岩倉中内地町12番地 ベルカーサ 201 破産者 佐藤 佑亮 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 |

令和6年(フ)第1382号
 京都市伏見区竹田東小屋ノ内町27番地 エクセル竹田202
 破産者 小川 貴典
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1386号
 京都市西京区松尾大利町101番地1 サンリーベプラザ 201号
 破産者 筒井 和之
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1405号
 京都市伏見区久我本町4番地147
 破産者 長谷川久子(旧姓中嶋)
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1419号
 京都市伏見区醍醐上山口町15番地1 スクエアメゾン醍醐510、前住所京都市伏見区石田大山町5番地2 市営住宅石田東団地3-301
 破産者 川代佳依子
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1424号
 京都府京田辺市河原東久保田3番地 15-201号
 破産者 塚本 恵子
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1431号
 京都市西京区山田北山田町6番地2 ヴィラ西山 102、前住所千葉県習志野市本大久保4丁目18番29号 レオパレスメゾンドブーケ103号
 破産者 安藤 隼人

1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1435号
 京都市東山区泉涌寺東林町19番地、前住所京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町348番地 エスリード河原町Ⅲ 304
 破産者 潤淵 孝大
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1437号
 京都市西京区大原野東竹の里町2丁目1番地1棟906号
 破産者 中村 珠希
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1439号
 京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町557番地4 バレ祇園101号室
 破産者 上村 浩三
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1441号
 京都市中京区聚楽廻南町6番地38
 破産者 伊藤有紀子
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1443号
 京都市西京区御陵内町5番地1 みささぎハイツ102号
 破産者 中西 久雄
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1448号
 京都市西京区樅原畔ノ海道10番地72 アフターパーク樅原 302
 破産者 陳野登志子
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第1453号
 京都市山科区西野様子見町1番地2 3棟1166号
 破産者 中村 秀夫
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1459号
 京都市伏見区竹田西桶ノ井町87番地 ハイツサンルート2A号室、前住所東京都大田区東矢口3丁目8番2号 エクセルピア蓮沼302
 破産者 田代 博仁
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1490号
 京都市右京区太秦開日町27番地62 ファーストカタヤマ105号室
 破産者 宮部美也子
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第3号
 京都市右京区西院高田町35番地 ロイヤルコ一ポ 508号室
 破産者 野村 優真
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第4554号
 大阪府八尾市龍華町1丁目4番1-2419号
 破産者 斎藤香奈絵
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5049号
 大阪市大正区平尾2丁目18番2号 シャルム大正 204号
 破産者 濱口 瑛介
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5336号
 大阪府豊中市曾根西町3丁目6番25-303号、前住所大阪府豊中市螢池西町1丁目14番16号201号
 破産者 塩津 義一
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5501号
 大阪市住之江区南港中5丁目1番12-804号
 破産者 佐々木愛子
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5557号
 大阪府門真市泉町9番11号
 破産者 森田忍之助
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5594号
 大阪市東住吉区鷹合1丁目14番12-406号
 破産者 稲田 成芳
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5598号
 大阪市阿倍野区松崎町4丁目7番15号 アーラオーハイム松崎町301号
 破産者 藤田 真理
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5630号
 大阪市淀川区宮原5丁目6番6-212号
 破産者 藤井 正人
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5644号
 大阪府東大阪市長田中1丁目4番36-101号
 破産者 山田 未来
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

| |
|--|
| 令和6年(フ)第5665号 大阪市福島区海老江1丁目11番1-204号 破産者 上村 世 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5671号 大阪市西区千代崎2丁目18番4-305号 破産者 藤原あゆみ 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5752号 大阪市北区中崎1丁目3番4-412号 破産者 山本 直実 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5755号 大阪市東成区東小橋3丁目3番25号 破産者 高島智美こと 高 智美 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5778号 大阪市鶴見区横堤3丁目10番1-805号 破産者 村松 架奈 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5790号 大阪府豊中市南桜塚3丁目15番4号 405号 破産者 平 あゆみ 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5826号 大阪府東大阪市高井田元町1丁目2番11号 アーバン永和 301号 破産者 杉中龍二こと 金 龍二 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |

| |
|--|
| 令和6年(フ)第5832号 大阪市東成区深江北3丁目4番22-308号 破産者 遠藤 信吾 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5838号 大阪市平野区平野南3丁目4番18号 Land Force 302、前住所大阪市平野区瓜破西1丁目8番29号 エスティー瓜破西103 破産者 吉末 佳奈(旧姓前田) 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5869号 大阪府摂津市千里丘2丁目9番17号 破産者 赤瀬 雅則 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5872号 大阪市中央区松屋町10番10号 601 破産者 日浦 孝浩 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5875号 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田4丁目14番8-105号 破産者 白石 朋恵 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5919号 大阪市東成区東小橋1丁目3番2号 レナジア玉造 503号 破産者 坂本 金男 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5922号 大阪市鶴見区諸口6丁目15番9-403号 破産者 井上香緒里 |
| 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第5974号 大阪市阿倍野区丸山通2丁目6番2号 フジパレス阿倍野丸山II番館105号 破産者 木下載春こと 裏 載春 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第6038号 大阪市住吉区遠里小野2丁目15番5-903号 破産者 藤井 千晴 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第6066号 大阪市住之江区御崎7丁目1番1-803号 破産者 宮川 定夫 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第6081号 大阪市浪速区塩草3丁目7番12-304号 破産者 鈴木 亜美 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第6107号 大阪府寝屋川市早子町23番2-806号 破産者 高野 理恵 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第293号 兵庫県伊丹市平松5丁目3番25-2号、前住所兵庫県川西市小花1丁目15番12号 破産者 村井かおり 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 |
| 令和6年(フ)第307号 兵庫県伊丹市大鹿5丁目18番地 佐々木ハイツ201号、前住所神戸市東灘区魚崎中町4丁目3番9-305号 破産者 赤松 依里(旧姓中井) |
| 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部 |
| 令和6年(フ)第80号 山口県下松市生野屋1丁目16番13号 破産者 江口 隆明 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部 |
| 令和6年(フ)第86号 山口県周南市大字栗屋418番地 破産者 岝野 靖博 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部 |

| | | |
|---|---|--|
| 令和5年(フ)第41号 山口県下関市豊浦町大字宇賀6962番地 破産者 古林 行雄 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係 | 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部 | 令和6年(フ)第422号 熊本県合志市須屋409番地3 アピータ 102号、前住所兵庫県小野市上本町90番地の1 破産者 三浦 裕子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所玉名支部 |
| 令和6年(フ)第175号 山口県下関市武久町1丁目51番3-108号 ワイドヒルズ 破産者 西末 和馬 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係 | 令和6年(フ)第145号 山口県宇部市神原町2丁目5番12-201号 破産者 正木 賢治 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部 | 令和6年(フ)第451号 熊本県宇城市三角町中村1728番地 破産者 中尾真由美 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第137号 山口県宇部市大字東岐波2135番地7 破産者 村重 智成 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部 | 令和6年(フ)第146号 山口県宇部市黒石北5丁目1番33-8号 破産者 高岡 信一 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部 | 令和6年(フ)第589号 熊本市東区尾ノ上4丁目11番60号 きらきら星レジデンス103、前住所熊本市東区月出5丁目1番1号 アーバン月出ハイツ206号 破産者 中神 博子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第141号 山口県山陽小野田市須恵1丁目4番21-102号パークサイド21、前住所山口県宇部市大字西岐波4229番地27 破産者 桐原 孝士 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部 | 令和6年(フ)第149号 山口県宇部市大字妻崎開作2025番地2 クオリティーサイム 103号、前住所山口県周南市野村2丁目11番8号 アイランド206号 破産者 井上 満至 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部 | 令和6年(フ)第497号 大分県津久見市中町5番10号 破産者 太田 正行 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第142号 山口県宇部市北琴芝2丁目3番1-701号 破産者 加藤 修久 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部 | 令和6年(フ)第151号 山口県宇部市大字西岐波583番地8 破産者 土井 美幸 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部 | 令和6年(フ)第612号 熊本県中央区国府2丁目2番7-407号 破産者 白石 淳子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第143号 山口県宇部市大字妻崎開作571番地5バナハイツおりぐちB棟103号 破産者 寺山 裕子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部 | 令和6年(フ)第377号 香川県高松市高松町1715番地 フアーマランドF1 105 破産者 徳田 美穂 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係 | 令和6年(フ)第706号 熊本市東区健軍4丁目3番8-303号 第10三共ビル303 破産者 川越 典子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第144号 山口県宇部市大字東須恵137番地7 破産者 藤延 優貴 | 令和7年(フ)第2号 福岡県大牟田市小浜町23番地3 小浜県営住宅 13棟502号 破産者 梅崎 妙美 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所大牟田支部 | 令和6年(フ)第715号 熊本市北区下硯川2丁目7番56号 砥川ハイツ106 破産者 平中 茜 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| | 令和6年(フ)第96号 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2241番地 破産者 田代 節代 | 令和6年(フ)第564号 大分市三ヶ田町3丁目2番11-405号 ボスコ南大分 破産者 水田 純登 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| | | 令和6年(フ)第566号 大分市千代町4丁目1番24号 ユウアパート2F5 破産者 廣瀬 逸朗 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| | | 令和6年(フ)第570号 大分市坂ノ市南1丁目3番22号 破産者 佐藤三枝子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 |

| |
|--|
| 令和6年(フ)第578号 大分市生石2丁目3番4号 油屋アパート 203 破産者 海江田静江 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第89号 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2511番地9 アルマンド上峰202、前住所大分県宇佐市大字中原206番地の2 破産者 廣石 近彦 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係 |
| 令和7年(フ)第1号 大分県中津市大字永添1412番地1 永添石堂 住宅3号 破産者 大森 真弓 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係 |
| 令和6年(フ)第529号 宮崎市吉村町北中甲1210番地1 エレガント ヴィラ2号館103号 破産者 清山 辰哉 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係 |
| 令和6年(フ)第531号 宮崎市霧島2丁目248番地 メモワール光陽 202号 破産者 長友 健太 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係 |
| 令和6年(フ)第533号 宮崎市佐土原町下田島20879番地2 破産者 安藤 清美 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係 |

| |
|--|
| 令和6年(フ)第548号 宮崎市東宮1丁目54番地 破産者 日高 恭子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係 |
| 公 示 送 達 |
| 井原智生氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。 |
| なお、日本弁護士連合会懲戒委員会及び懲戒手続きに関する規程第12条第3項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した令和7年4月3日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。 |
| 記 日本弁護士連合会懲戒委員会2024年懲(異)第10号異議申出案の審査開始通知 令和7年4月3日 日本弁護士連合会 |
| 懲戒処分の公告 |
| 弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。 |
| 記 1 処分をした弁護士会 群馬弁護士会 2 処分を受けた弁護士 氏名 松井 正広 登録番号 50303 事務所 群馬県高崎市片岡町1-13-19 日光ビル2階2 松井法律事務所 |
| 3 処分の内容 戒告 4 処分が効力を生じた年月日 令和7年2月28日 令和7年3月18日 日本弁護士連合会 |
| 懲戒処分の公告 |
| 弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。 |
| 記 1 処分をした弁護士会 京都弁護士会 2 処分を受けた弁護士 氏名 玉岡 健佑 登録番号 40070 事務所 京都府京都市伏見区瀬戸物町732 ピックドワンビル306 玉岡健佑法律事務所 |
| 3 処分の内容 業務停止5月 4 処分が効力を生じた年月日 令和7年3月10日 令和7年3月18日 日本弁護士連合会 |

| |
|--|
| 記 1 処分をした弁護士会 大阪弁護士会 2 処分を受けた弁護士 氏名 上田 浩史 登録番号 47902 事務所 大阪府大阪市中央区内平野町2-3-1 スタジオ64 802 三休橋法律事務所 |
| 3 処分の内容 業務停止6月 4 処分が効力を生じた年月日 令和7年3月6日 令和7年3月18日 日本弁護士連合会 |
| 懲戒処分の公告 |
| 弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。 |
| 記 1 処分をした弁護士会 徳島弁護士会 2 処分を受けた弁護士 氏名 早渕 正憲 登録番号 16467 事務所 徳島県徳島市中洲町3-43-1 早渕法律事務所 |
| 3 処分の内容 戒告 4 処分が効力を生じた年月日 令和7年3月7日 令和7年3月18日 日本弁護士連合会 |
| 懲戒処分の公告 |
| 弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。 |
| 記 1 処分をした弁護士会 京都弁護士会 2 処分を受けた弁護士 氏名 玉岡 健佑 登録番号 40070 事務所 京都府京都市伏見区瀬戸物町732 ピックドワンビル306 玉岡健佑法律事務所 |
| 3 処分の内容 業務停止5月 4 処分が効力を生じた年月日 令和7年3月10日 令和7年3月18日 日本弁護士連合会 |

| |
|--|
| 記 1 処分をした弁護士会 神奈川県弁護士会 2 処分を受けた弁護士 氏名 大崎 克之 登録番号 36213 事務所 神奈川県川崎市川崎区駿府本町 3-1 NMF川崎東口ビル4階 川崎パートナーズ法律事務所 |
| 3 処分の内容 業務停止6月 4 処分が効力を生じた年月日 令和7年3月11日 令和7年3月18日 日本弁護士連合会 |
| 懲戒処分の公告 |
| 弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。 |
| 記 1 処分をした弁護士会 東京弁護士会 2 処分を受けた弁護士 氏名 畑井 裕 登録番号 35714 事務所 東京都豊島区西池袋3-22-14 国土西池ビル6階 畑井・松原法律事務所 |
| 3 処分の内容 業務停止1月 4 処分が効力を生じた年月日 令和7年3月12日 令和7年3月18日 日本弁護士連合会 |
| 懲戒処分の公告 |
| 弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。 |
| 記 1 処分をした弁護士会 三重弁護士会 2 処分を受けた弁護士 氏名 服部 一孝 登録番号 31414 事務所 三重県四日市市諏訪栄町2-4 ファーストビル2階 稻七総合法律事務所 |
| 3 処分の内容 業務停止2月 4 処分が効力を生じた年月日 令和7年3月12日 令和7年3月18日 日本弁護士連合会 |

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

北海道札幌市豊平区福住三条十丁目三番三号

Kコープレーション合同会社

清算人 石黒 恵子

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

宮城県太白区中田町二丁目一三番三〇号

特定非営利活動法人仙台雇用福祉事業団

清算人 船木ヒデコ

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

福島県福島市岡島字獅子田一番地の一四

フクセイ・ベンダーサービス株式会社

代表清算人 齋藤 覚

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

茨城県筑西市上野三番地一

ブランドル有限責任事業組合

清算人 栗原 政彦

解散公告

当社は、令和七年二月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

茨城県結城市大字上山川四二五九番地七

株式会社SRAut o Japan

代表清算人 アトウルギアッチャラ

ゲチャンダラシリバン

ダーラアトウルギリア

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

茨城県かすみがうら市西成井一二二番地八

株式会社技研建設

代表清算人 福田 晴美

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

埼玉県さいたま市中央区八王子三丁目一一番四号

株式会社蒼の月

代表清算人 古谷 麻里

解散公告

当社は令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

千葉県柏市若柴一七八番地四柏の葉キャ

ンパス一四八街区一パークシティ柏の葉キャ

ンパス ザ・ゲートタワー・エスト三階V

合同会社モートピュア

代表清算人 堀 純

解散公告

当社は、令和七年二月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都中央区銀座八丁目二番九号

株式会社広業社

代表清算人 田中 明人

D B Pyramid Acqc o株式会社

代表清算人 福岡 武彦

解散公告

当社は、令和七年二月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都港区芝四丁目五番一五号クレール芝

四〇一号室

株式会社プロテクションマークティング

代表清算人 花野 寛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都台東区浅草一丁目四二番四一三〇二号

株式会社左右舎

代表清算人 前澤 進

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都新宿区新宿一丁目三六一二新宿第七

葉山ビル三階 グローブコネクト合同会社

清算人 佐々木雄哉

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都新宿区新宿二丁目一番一二号

メタジエニックス株式会社

代表清算人 近藤 祐平

解散公告

当法人は、令和七年四月一日付一般社員の書面による同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都渋谷区本町三丁目一二番一号

一般社団法人未知俱楽部

代表清算人 志田山智弘

解散公告

当法人は令和七年四月一日付一般社員及び一般財团法人に関する法律第五十八条第一項に基づく社員全員の書面による同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都渋谷区新宿二丁目一番一二号

一般社団法人未知俱楽部

代表清算人 志田山智弘

解散公告

当社は、令和七年三月十九日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都新宿区新宿二丁目一番一二号

メタジエニックス株式会社

代表清算人 近藤 祐平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月3日

東京都中央区銀座八丁目三番一號

パナソニックファインアンスソリューションズ株式会社 代表清算人 阿部 克巳

解散公告

当社は、令和六年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月3日

東京都中野区中野一丁目六〇番九號

株式会社加藤不動産事務所 代表清算人 加藤 由子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年三月十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月3日

東京都渋谷区桜丘町二六番一號
A C 株式会社 代表清算人 鈴木 明人

解散公告

当社は、令和六年十二月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月3日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目五番地
二新横浜U・Uビル五階
合同会社スプリングファーム S.S 鈴鹿1号
名古屋市中村区名駅南一丁目二四番三〇号
名古屋三井ビルディング本館七階
清算人 株式会社鈴鹿インベストメント
三重県鈴鹿市西条一丁目一九番二号
職務執行者 澤古 恭裕

令和7年4月3日

山梨県北杜市高根町東井出一二九二番地
株式会社八ヶ岳自動車工業 代表清算人 植松由紀子

解散公告

当社は、令和七年二月二十七日開催の株主総会の決議により、令和七年二月二十八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月3日

長野県飯田市鼎東鼎二八一番地
株式会社天龍社 清算人 寺沢 寿男

解散公告

当社は、令和七年三月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月3日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二二三
九一九二〇(別荘番号) 千ヶ滝西区三七〇
三) 道安国際諮詢株式会社 代表清算人 叶 素貞

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出しないときは清算から除斥します。

令和7年4月3日

岐阜県可児市若葉台九丁目一六二番地
特定非営利活動法人楽しく百歳まで生きる会 清算人 中井 城嗣

解散公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月3日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社Buchanan 代表清算人 福永 隆明

株式会社メディカルフオーラム 代表清算人 松原 和香

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月3日

東京都千代田区二番町一一番地一

有限会社宇井工業 清算人 宇井 哲二

横浜市旭区今宿東町一四七八番地の一
有限公司宇井工業 清算人 宇井 哲二

解散公告

当社は、令和七年三月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月3日

神奈川県中郡大磯町西小磯二二一番地の一
有限会社仲手川印刷 清算人 仲手川俊郎

解散公告

当社は、令和七年三月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月3日

岐阜県可児市若葉台九丁目一六二番地
特定非営利活動法人NPOなんでもサボートセンター岐阜 清算人 中井 城嗣

解散公告

当社は、令和七年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

静岡県静岡市清水区宮加三五五二番地

株式会社海電社

代表清算人 村田 憲昭

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

愛知県豊橋市西山町字西山五五番地の九

株式会社三悠

代表清算人 大林 弘季

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

愛知県豊橋市中岩田三丁目八番地九

一般社団法人建築相談窓口

代表清算人 佐伯 弘美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

京都市中京区式阿弥町一三〇

合同会社N o r s

代表清算人 江田慎之助

解散公告

当認可地縁団体は、令和六年二月二十二日付で会員の転居等にともない構成員が欠乏し、相当数に満たなくなつたため解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

株式会社吉備工芸社

代表清算人 杉山新太郎

令和七年四月三日

岡山市東区上道北方四〇八番地一一

代表清算人 杉山新太郎

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

大阪府岸和田市東大路町二七四番地の一

東大路町町会

令和七年四月三日

清算人 立石 肇

令和七年四月三日

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

大阪府泉佐野市南中桜井六七二番地一

佐野第一交通株式会社

代表清算人 磐本 博之

令和七年四月三日

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

大阪府大阪市西区西本町一丁目一二番一九号

小西測量株式会社

代表清算人 小西 惠祥

令和七年四月三日

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

兵庫県尼崎市戸ノ内町五丁目一一一

株式会社N a n o F i l m A M J

代表清算人 ギヤン・イーセン

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

岡山県玉野市渋川一丁目七番五号

有限会社ヤマシタボード内装

代表清算人 山下 義雄

令和七年四月三日

清算人 里 裕美子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

有限会社コリートール

代表清算人 里 裕美子

令和七年四月三日

清算人 居塙 満

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

広島市中区舟入幸町二〇番一五号

有限公司

代表清算人 小西 惠祥

令和七年四月三日

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

高知市南はりまや町一丁目一〇番八号

有限公司

代表清算人 西岡紀美子

令和七年四月三日

清算人 西岡紀美子

解散公告

当社は、令和七年三月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

解散公告

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

豊前ため池太陽光発電合同会社

清算人 齋藤 孝治

令和七年四月三日

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

北九州市小倉南区長行西五丁目二番一〇号

有限公司

代表清算人 居塙 満

令和七年四月三日

解散公告

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

福岡県久留米市六ツ門町二番地二四

株式会社アプロ

代表清算人 尾関 真

令和七年四月三日

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

札幌市東区東苗穂三条三丁目2番86号

株式会社燃焼合成

代表取締役 鏡 好晴

令和七年四月三日

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

賃借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|---------------------|----------|----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 87,836 |
| | 固定資産 | 24,312 |
| | 資産合計 | 112,149 |
| 負純 資產 及 び部 | 流动负债 | 15,724 |
| | 固定资产 | 96,424 |
| | 资本 | 95,000 |
| | 预备金 | 252,000 |
| | 剩余利益 | 252,000 |
| | その他利益 | △250,575 |
| | 純利益 | △250,575 |
| | 期初余剰金 | (29,229) |
| | 負債・純資産合計 | 112,149 |

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県瑞穂市稲里六五三番地三、最後の住所岐阜県瑞穂市稲里六五三番地三
ジデンスE-四号 被相続人亡 幸坂 英
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月三日

事務所岐阜市市橋四丁目六番七号鈴木ビル

三階一四 U.I 総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 楠井 嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市久沢七二三番地一、最後の住所静岡県富士市大淵二七〇番地の一なか

被相続人亡 小山 千春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月三日

本籍静岡県富士市永田町一丁目一五番地中村ビル

一〇二 フジタ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤田 峻弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県長久手市岩作東島四三番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人亡 鈴木 克明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月三日

本籍三重県津市押加部町五五二番地、最後の住所三重県津市押加部町二番一五号

被相続人亡 野田 一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市押加部町五五二番地、最後の住所三重県津市押加部町二番一五号

被相続人亡 野田 一成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月三日
三重県津市栄町二丁目四六六番地 楠井法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 楠井 嘉行
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍和歌山県和歌山市栗柄一四番地九
住所和歌山市栗柄一四番地九
被相続人亡 前田 章子

令和七年四月三日
三重県津市栄町二丁目四六六番地 楠井法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 楠井 嘉行
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍和歌山県和歌山市栗柄四八番地、最後の住所和歌山市栗柄一四番地九
被相続人亡 前田 章子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月三日
三重県津市栄町二丁目四六六番地 楠井法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 楠井 嘉行
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍和歌山県和歌山市栗柄一四番地九
被相続人亡 前田 章子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月三日
三重県津市栄町二丁目四六六番地 楠井法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 楠井 嘉行
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍和歌山県和歌山市栗柄一四番地九
被相続人亡 前田 章子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月三日
三重県松本市福音寺町二七六番地一
供託所 東京法務局
相続財産清算人 司法書士 渡部 高広
不在者 小原 博貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

| 第13期決算公告 | | 令和7年4月3日 | |
|--|-------|---|-------|
| 東京都中央区日本橋三丁目9番1号 日本橋三丁目スクエア11階 サーテックス・テクノロジー・ジャパン株式会社 代表取締役 森田 哲永 | | 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 R i n g インテグラル2株式会社 代表取締役 仲田真紀子 | |
| 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | | 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | |
| (単位:円) | | (単位:千円) | |
| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
| 資の 産 部 | 6,000 | 資の 産 部 | 6,000 |
| 流動資産合計 | 6,000 | 流動資産合計 | 6,000 |
| 負純資産及のび部 | | 負純資産及のび部 | |
| 流動資本 | 5 | 流動資本 | 5 |
| 負債 | 5,994 | 負債 | 5,994 |
| 資本 | 3,000 | 資本 | 3,000 |
| 余積 | 3,000 | 余積 | 3,000 |
| 準備金 | 3,000 | 準備金 | 3,000 |
| 利得 | △5 | 利得 | △5 |
| 損失 | △5 | 損失 | △5 |
| その他当期純利益 | (5) | その他当期純利益 | (5) |
| 合計 | 6,000 | 合計 | 6,000 |

| 第1期決算公告 | | 令和7年4月3日 | |
|---|-------|---|-------|
| 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 R i n g インテグラル2株式会社 代表取締役 仲田真紀子 | | 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 R i n g インテグラル1株式会社 代表取締役 仲田真紀子 | |
| 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | | 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | |
| (単位:千円) | | (単位:千円) | |
| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
| 資の 産 部 | 6,000 | 資の 産 部 | 6,000 |
| 流動資産合計 | 6,000 | 流動資産合計 | 6,000 |
| 負純資産及のび部 | | 負純資産及のび部 | |
| 流動資本 | 5 | 流動資本 | 5 |
| 負債 | 5,994 | 負債 | 5,994 |
| 資本 | 3,000 | 資本 | 3,000 |
| 余積 | 3,000 | 余積 | 3,000 |
| 準備金 | 3,000 | 準備金 | 3,000 |
| 利得 | △5 | 利得 | △5 |
| 損失 | △5 | 損失 | △5 |
| その他当期純損失 | (5) | その他当期純損失 | (5) |
| 合計 | 6,000 | 合計 | 6,000 |

| 第1期決算公告 | | 令和7年4月3日 | |
|---|-------|---|-------|
| 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 R i n g インテグラル2株式会社 代表取締役 仲田真紀子 | | 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 I c e インテグラル1株式会社 代表取締役 澄川 恭章 | |
| 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | | 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | |
| (単位:千円) | | (単位:千円) | |
| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
| 資の 産 部 | 6,000 | 資の 産 部 | 6,000 |
| 流動資産合計 | 6,000 | 流動資産合計 | 6,000 |
| 負純資産及のび部 | | 負純資産及のび部 | |
| 流動資本 | 5 | 流動資本 | 5 |
| 負債 | 5,994 | 負債 | 5,994 |
| 資本 | 3,000 | 資本 | 3,000 |
| 余積 | 3,000 | 余積 | 3,000 |
| 準備金 | 3,000 | 準備金 | 3,000 |
| 利得 | △5 | 利得 | △5 |
| 損失 | △5 | 損失 | △5 |
| その他当期純損失 | (5) | その他当期純損失 | (5) |
| 合計 | 6,000 | 合計 | 6,000 |

| 第4期決算公告 | | 令和7年4月3日 | |
|---|---------|---|---------|
| 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 I c e インテグラル2株式会社 代表取締役 澄川 恭章 | | 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 I c e インテグラル1株式会社 代表取締役 澄川 恭章 | |
| 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | | 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | |
| (単位:千円) | | (単位:千円) | |
| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
| 資の 産 部 | 6,000 | 資の 産 部 | 6,000 |
| 流動資産合計 | 6,000 | 流動資産合計 | 6,000 |
| 負純資産及のび部 | | 負純資産及のび部 | |
| 流動資本 | 149 | 流動資本 | 149 |
| 負債 | — | 負債 | — |
| 資本 | 5,696 | 資本 | 5,696 |
| 余積 | 2,500 | 余積 | 2,500 |
| 準備金 | 2,500 | 準備金 | 2,500 |
| 利得 | 696 | 利得 | 696 |
| 損失 | (1,219) | 損失 | (1,219) |
| その他当期純利益 | (1,139) | その他当期純利益 | (1,139) |
| 合計 | 5,845 | 合計 | 5,845 |

| 第4期決算公告 | | 令和7年4月3日 | |
|---|---------|---|---------|
| 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 I c e インテグラル2株式会社 代表取締役 澄川 恭章 | | 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 I c e インテグラル1株式会社 代表取締役 澄川 恭章 | |
| 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | | 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | |
| (単位:千円) | | (単位:千円) | |
| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
| 資の 産 部 | 6,000 | 資の 産 部 | 6,000 |
| 流動資産合計 | 6,000 | 流動資産合計 | 6,000 |
| 負純資産及のび部 | | 負純資産及のび部 | |
| 流動資本 | 138 | 流動資本 | 138 |
| 負債 | — | 負債 | — |
| 資本 | 5,560 | 資本 | 5,560 |
| 余積 | 2,500 | 余積 | 2,500 |
| 準備金 | 2,500 | 準備金 | 2,500 |
| 利得 | 560 | 利得 | 560 |
| 損失 | (1,139) | 損失 | (1,139) |
| その他当期純利益 | (1,139) | その他当期純利益 | (1,139) |
| 合計 | 5,699 | 合計 | 5,699 |

| 第13期決算公告 | | 令和7年4月3日 | |
|--|-----------|---|-----------|
| 東京都中央区日本橋三丁目9番1号 日本橋三丁目スクエア11階 サーテックス・テクノロジー・ジャパン株式会社 代表取締役 森田 哲永 | | 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 R i n g インテグラル2株式会社 代表取締役 仲田真紀子 | |
| 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | | 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | |
| (単位:円) | | (単位:千円) | |
| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
| 資の 産 部 | 2,297,794 | 資の 産 部 | 6,000 |
| 流動資産合計 | 2,297,794 | 流動資産合計 | 6,000 |
| 負純資産及のび部 | | 負純資産及のび部 | |
| 流動資本 | 2,297,794 | 流動資本 | 2,297,794 |
| 負債 | 2,297,794 | 負債 | 2,297,794 |
| 資本 | 1,627 | 資本 | 1,627 |
| 余積 | 1,627 | 余積 | 1,627 |
| 準備金 | 1,627 | 準備金 | 1,627 |
| 利得 | △430 | 利得 | △430 |
| 損失 | △430 | 損失 | △430 |
| その他当期純利益 | (430) | その他当期純利益 | (430) |
| 合計 | 2,297,794 | 合計 | 6,000 |

| 第1期決算公告 | | 令和7年4月3日 | |
|---|-------|---|-------|
| 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 R i n g インテグラル1株式会社 代表取締役 仲田真紀子 | | 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 I c e インテグラル1株式会社 代表取締役 澄川 恭章 | |
| 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | | 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | |
| (単位:千円) | | (単位:千円) | |
| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
| 資の 産 部 | 6,000 | 資の 産 部 | 6,000 |
| 流動資産合計 | 6,000 | 流動資産合計 | 6,000 |
| 負純資産及のび部 | | 負純資産及のび部 | |
| 流動資本 | 149 | 流動資本 | 149 |

第6期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
イーストパートナーズ株式会社
代表取締役 仲田真紀子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|-----------|
| 資の 産部 | 88,278 |
| 流動 資産 | 2,090,988 |
| 資 産 合計 | 2,179,267 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 80,303 |
| 固定 負債 | 2,092,185 |
| 株主資本 | 6,778 |
| 資本剰余金 | 5,500 |
| 資本準備金 | 5,500 |
| 利益剰余金 | △4,221 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | △4,221 |
| 負債・純資産合計 | 2,179,267 |

第4期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
Northインテグラル2株式会社
代表取締役 澄川 恭章

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| 資の 産部 | 2,426 |
| 流動 資産 | 1,979 |
| 資 産 合計 | 4,405 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 70 |
| 固定 負債 | — |
| 株主資本 | 4,335 |
| 資本剰余金 | 2,500 |
| 資本準備金 | 2,500 |
| 利益剰余金 | △664 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | △664 |
| 負債・純資産合計 | 4,405 |

第4期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
Northインテグラル1株式会社
代表取締役 澄川 恭章

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| 資の 産部 | 2,558 |
| 流動 資産 | 1,763 |
| 資 産 合計 | 4,322 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 70 |
| 固定 負債 | — |
| 株主資本 | 4,252 |
| 資本剰余金 | 2,500 |
| 資本準備金 | 2,500 |
| 利益剰余金 | △747 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | △747 |
| 負債・純資産合計 | (136) |
| 負債・純資産合計 | 4,322 |

第7期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
インテグラルTeam株式会社
代表取締役 仲田真紀子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| 資の 産部 | 3,475 |
| 流動 資産 | 18,870 |
| 資 産 合計 | 22,346 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 292 |
| 株主資本 | 22,053 |
| 資本剰余金 | 13,275 |
| 資本準備金 | 13,275 |
| 利益剰余金 | △4,496 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | △4,496 |
| 評価・換算差額等 | (929) |
| 有価証券評価差額金 | 0 |
| 負債・純資産合計 | 22,346 |

第1期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
インテグラル・リアルエステート株式会社
代表取締役 江村 峻徳

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|---------|
| 資の 産部 | 92,695 |
| 流動 資産 | 92,695 |
| 資 産 合計 | 92,695 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 6,730 |
| 株主資本 | 85,964 |
| 資本剰余金 | 90,000 |
| 資本準備金 | △4,035 |
| 利益剰余金 | △4,035 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | (4,035) |
| 負債・純資産合計 | 92,695 |

第10期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
インテグラル・プランズ株式会社
代表取締役 山本礼二郎

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|-------------------|---------|
| 資の 産部 | 10,079 |
| 流動 資産 | 10,079 |
| 資 産 合計 | 10,079 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 0 |
| 株主資本 | 10,079 |
| 資本剰余金 | 1 |
| 資本準備金 | 509 |
| 利益剰余金 | 509 |
| その他利益剰余金 | 9,569 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 9,569 |
| 評価・換算差額等 | (1,609) |
| 有価証券評価差額金 | 162 |
| 負債・純資産合計 | 10,079 |

第4期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
プリモ・インテグラル1株式会社
代表取締役 澄川 恭章

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| 資の 産部 | 782 |
| 流動 資産 | 3,393 |
| 資 産 合計 | 4,175 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 70 |
| 固定 負債 | — |
| 株主資本 | 4,105 |
| 資本剰余金 | 3,000 |
| 資本準備金 | 3,000 |
| 利益剰余金 | △1,894 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | △1,894 |
| 負債・純資産合計 | (502) |
| 負債・純資産合計 | 4,175 |

第9期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
インテグラル投資アルファ株式会社
代表取締役 山本礼二郎

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| 資の 産部 | 702 |
| 流動 資産 | 702 |
| 資 産 合計 | 702 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 70 |
| 株主資本 | 632 |
| 資本剰余金 | 4,750 |
| 資本準備金 | 4,750 |
| 利益剰余金 | △8,867 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | △8,867 |
| 負債・純資産合計 | (441) |
| 負債・純資産合計 | 702 |

第14期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
インテグラル投資株式会社
代表取締役 山本礼二郎

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|-----------|
| 資の 産部 | 465,402 |
| 流動 資産 | 15,059 |
| 資 産 合計 | 480,462 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 119,270 |
| 株主資本 | 361,029 |
| 資本剰余金 | 5,000 |
| 資本準備金 | 5,000 |
| 利益剰余金 | 351,029 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 351,029 |
| 評価・換算差額等 | (260,243) |
| 有価証券評価差額金 | 162 |
| 負債・純資産合計 | 480,462 |

第6期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
SDRS2インテグラル株式会社
代表取締役 仲田真紀子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|----------|
| 資の 産部 | 82,117 |
| 流動 資産 | 8,184 |
| 資 産 合計 | 90,301 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 9,378 |
| 固定 負債 | — |
| 株主資本 | 80,923 |
| 資本剰余金 | 5,000 |
| 資本準備金 | 5,000 |
| 利益剰余金 | 70,923 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | (13,550) |
| 負債・純資産合計 | 90,301 |

第6期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
SDRS1インテグラル株式会社
代表取締役 澄川 恭章

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| 資の 産部 | 805 |
| 流動 資産 | 4,305 |
| 資 産 合計 | 5,111 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 70 |
| 固定 負債 | — |
| 株主資本 | 5,041 |
| 資本剰余金 | 4,000 |
| 資本準備金 | 4,000 |
| 利益剰余金 | △2,958 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | △2,958 |
| 負債・純資産合計 | (475) |
| 負債・純資産合計 | 5,111 |

第4期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
プリモ・インテグラル2株式会社
代表取締役 澄川 恭章

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| 資の 産部 | 361 |
| 流動 資産 | 3,840 |
| 資 産 合計 | 4,202 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動 負債 | 70 |
| 固定 負債 | — |
| 株主資本 | 4,132 |
| 資本剰余金 | 3,000 |
| 資本準備金 | 3,000 |
| 利益剰余金 | △1,867 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | △1,867 |
| 負債・純資産合計 | (501) |
| 負債・純資産合計 | 4,202 |

第11期決算公告 令和7年4月3日
東京都港区虎ノ門一丁目16番16号
ゼアーウインスリーサービス株式会社
代表取締役 一戸 翼
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|-----------|
| 資の 産部 | 1,657,806 |
| 流動 資産 | 663,037 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 2,320,843 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 2,071,532 |
| 固定 負債 | 247,964 |
| (商品保証引当金) | (188,027) |
| 株主資本 | 1,346 |
| 資本剰余金 | 16,411 |
| 資本準備金 | 4,556 |
| 利益剰余金 | 4,556 |
| その他利益剰余金 | △19,621 |
| (うち当期純利益) | △19,621 |
| 評価・換算差額等 | (277,203) |
| 負債・純資産合計 | 2,320,843 |

第2期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
Tokyo—2GP株式会社
代表取締役 遠見 芳弘
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|--------|
| 資の 産部 | 953 |
| 流動 資産 | 4,025 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 4,978 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 70 |
| 固定 負債 | — |
| 株主資本 | 4,829 |
| 資本剰余金 | 2,500 |
| 資本準備金 | 2,500 |
| 利益剰余金 | 2,500 |
| △170 | |
| その他利益剰余金 | △170 |
| (うち当期純損失) | (83) |
| 評価・換算差額等 | 79 |
| 負債・純資産合計 | 4,978 |

第2期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
Tokyo—1GP株式会社
代表取締役 遠見 芳弘
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|--------|
| 資の 産部 | 953 |
| 流動 資産 | 4,003 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 4,956 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 70 |
| 固定 負債 | — |
| 株主資本 | 4,807 |
| 資本剰余金 | 2,500 |
| 資本準備金 | 2,500 |
| 利益剰余金 | 2,500 |
| △192 | |
| その他利益剰余金 | △192 |
| (うち当期純損失) | (96) |
| 評価・換算差額等 | 79 |
| 負債・純資産合計 | 4,956 |

第3期決算公告 令和7年4月3日
愛知県豊橋市石巻西川町字大原12番地
株式会社タンネパートナー
代表取締役 西島 豊
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|----------|
| 資の 産部 | 9,418 |
| 流動 資産 | 298,203 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 307,622 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 4,788 |
| 固定 負債 | 134,109 |
| 株主資本 | 168,725 |
| 資本剰余金 | 10,000 |
| 利 益剰余金 | 160,000 |
| その他の資本剰余金 | 160,000 |
| 利 益剰余金 | 8,725 |
| その他の利 益剰余金 | 8,725 |
| (うち当期純利益) | (12,765) |
| 自己株式 | △10,000 |
| 負債・純資産合計 | 307,622 |

第9期決算公告 令和7年2月28日
山梨県北杜市武川町山高字西ノ宮3713番
NXアグリグロウ株式会社
代表取締役 諸井 奈美
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|----------|
| 資の 産部 | 57,184 |
| 流動 資産 | 160,671 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 217,855 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 56,262 |
| 固定 負債 | 35,743 |
| 株主資本 | 125,850 |
| 資本剰余金 | 100,000 |
| 資本準備金 | 200,000 |
| その他資本剰余金 | 150,000 |
| 利 益剰余金 | 50,000 |
| その他の利 益剰余金 | △174,150 |
| 利 益剰余金 | △174,150 |
| その他利 益剰余金 | (2,372) |
| 合 計 | 217,855 |

第14期決算公告 令和7年3月28日
神奈川県平塚市追分2番1号
ヨコハマピアサポート株式会社
代表取締役社長 石光 真吾
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|---------|
| 資の 産部 | 75,414 |
| 流動 資産 | 22,283 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 97,697 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 12,596 |
| 負債合計 | 12,596 |
| 株主資本 | 85,101 |
| 資本剰余金 | 10,000 |
| 利 益剰余金 | 75,101 |
| その他利 益剰余金 | 75,101 |
| (うち当期純利益) | (3,155) |
| 純資産合計 | 85,101 |
| 負債・純資産合計 | 97,697 |

第38期決算公告 令和7年4月3日
和歌山県和歌山市北島427番地28
ミドリ安全和歌山株式会社
代表取締役 上田 正巳
貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|----------|
| 資の 産部 | 132,790 |
| 流動 資産 | 230 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 133,020 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 103,243 |
| 固定 負債 | — |
| 株主資本 | 29,777 |
| 資本剰余金 | 10,000 |
| 利 益剰余金 | 19,777 |
| 利 益準備金 | 2,500 |
| その他利 益剰余金 | 17,277 |
| (うち当期純利益) | (17,274) |
| 合 計 | 133,020 |

第25期決算公告 令和7年4月3日
三重県伊賀市柘植町2700番地
株式会社サプライガ
代表取締役 唐川達之進
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|--------|
| 資の 産部 | 31,206 |
| 流動 資産 | 150 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 31,356 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 8,630 |
| 負債合計 | 8,630 |
| 株主資本 | 22,726 |
| 資本剰余金 | 10,000 |
| 利 益剰余金 | 12,726 |
| その他利 益剰余金 | 12,726 |
| (うち当期純利益) | (398) |
| 純資産合計 | 22,726 |
| 負債・純資産合計 | 31,356 |

第26期決算公告 令和7年4月3日
愛知県豊橋市石巻西川町字大原12番地
西島株式会社
代表取締役 西島 豊
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|-----------|
| 資の 産部 | 3,421,065 |
| 流動 資産 | 861,702 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 4,282,768 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 2,082,322 |
| 負債合計 | 1,948,334 |
| 株主資本 | 252,111 |
| 資本剰余金 | 60,000 |
| 利 益剰余金 | 192,111 |
| 利 益準備金 | 1,800 |
| その他利 益剰余金 | 190,311 |
| (うち当期純利益) | (31,488) |
| 負債・純資産合計 | 4,282,768 |

第3期決算公告 令和7年4月3日
茨城県常陸大宮市小場字仲戸4956番
株式会社DTブレコン
代表取締役 茂木 宏之
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(円) |
|------------|---------------|
| 資の 産部 | 701,950,315 |
| 流動 資産 | 1,371,148,800 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 2,073,099,115 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 227,667,328 |
| 固定 負債 | 554,695,680 |
| 株主資本 | 1,290,736,107 |
| 資本剰余金 | 100,000,000 |
| 利 益剰余金 | 1,215,000,000 |
| その他利 益剰余金 | △24,263,893 |
| 利 益準備金 | △24,263,893 |
| 合 計 | 2,073,099,115 |
| (注) 当期純利益 | 64,662,468円 |

第38期決算公告 令和7年3月18日
愛媛県新居浜市新田町3丁目4番23号
スミメックエンジニアリング株式会社
代表取締役 小幡 寛治
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|-----------|
| 資の 産部 | 1,543,569 |
| 流動 資産 | 177,816 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 1,721,385 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 411,371 |
| 固定 負債 | 266,872 |
| 株主資本 | 1,043,142 |
| 資本剰余金 | 100,000 |
| 利 益剰余金 | 943,142 |
| 利 益準備金 | 25,000 |
| その他利 益剰余金 | 918,142 |
| (うち当期純利益) | (186,923) |
| 合 計 | 1,721,385 |

第15期決算公告 令和7年4月3日
広島県山県郡北広島町新郷1番地8
エーエスレジン株式会社
代表取締役社長 竹下 将
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

| 科 目 | 金額 |
|------------|-------|
| 資の 産部 | 2,647 |
| 流動 資産 | 635 |
| 固定 資産 | |
| 資産合計 | 3,282 |
| 負純 資産及の び部 | |
| 流動 負債 | 2,338 |
| 固定 負債 | 4 |
| 株主資本 | 939 |
| 資本剰余金 | 50 |
| 利 益剰余金 | 889 |
| 利 益準備金 | 12 |
| その他利 益剰余金 | 876 |
| (うち当期純利益) | (44) |
| 合 計 | 3,282 |

第47期決算公告

令和7年3月18日 東京都千代田区岩本町三丁目11-13
アイシーケイ株式会社 代表取締役社長 内山 喜禄

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|----------------|-----------|
| 資の 産 部 | |
| 流動資産 | 8,257,935 |
| 固定資産 | 1,633,284 |
| 合 計 | 9,891,219 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流動負債 | 4,876,976 |
| 固定負債 | 1,003,129 |
| 資本 | 4,011,114 |
| 資本 | 50,000 |
| 利益 | 3,961,114 |
| 利益 | 12,500 |
| その他の利益 | 3,948,614 |
| (うち当期純利益) | (433,854) |
| 合 計 | 9,891,219 |

第1期決算公告 令和7年4月3日

東京都豊島区南池袋2-49-7
株式会社BOD POWER 代表取締役 田中 大善

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|----------------|-----------|
| 資の 産 部 | |
| 流動資産 | 51,045 |
| 固定資産 | 3,860,150 |
| 合 計 | 3,860,188 |
| 資 産 合 計 | 3,911,383 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流動負債 | 19,374 |
| 固定負債 | 3,614,500 |
| 資本 | 277,509 |
| 資本 | 255,005 |
| 資本 | 254,995 |
| 資本 | 254,995 |
| 利益 | △232,491 |
| 利益 | △232,491 |
| その他の利益 | △232,491 |
| (うち当期純損失) | (232,491) |
| 合 計 | 3,911,383 |
| 負債・純資産合計 | 3,911,383 |

第20期決算公告 令和7年4月3日

東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号
株式会社キノファーマ 代表取締役 黒石 真史

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|----------------|-----------|
| 資の 産 部 | |
| 流動資産 | 155,530 |
| 固定資産 | 2,420 |
| 合 計 | 157,950 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流動負債 | 51,409 |
| 固定負債 | 184,091 |
| 資本 | △77,550 |
| 資本 | 60,160 |
| 資本 | 150,551 |
| 資本 | 60,160 |
| 資本 | 90,391 |
| 利益 | △288,261 |
| 利益 | △288,261 |
| その他の利益 | (288,261) |
| 合 計 | 157,950 |

第72期決算公告

令和7年4月3日 兵庫県神崎郡神河町比延48番地の1
兵庫クレー株式会社 代表取締役 藤後 裕司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

| 資 産 の 部 | 負債及び純資産の部 |
|--------------|-----------|
| 流动資産 | 2,661,794 |
| 固定資産 | 709,649 |
| 有形固定資産 | 359,153 |
| 無形固定資産 | 1,268 |
| 投資その他の資産 | 349,227 |
| 株主資本 | 2,030,961 |
| 利益剰余金 | 25,000 |
| 利益準備金 | 2,017,166 |
| その他利益剰余金 | 6,600 |
| (うち当期純利益) | 2,010,566 |
| 自己株式評価・換算差額等 | (42,074) |
| 合 計 | 3,371,443 |
| 負債・純資産合計 | 3,371,443 |

第25期決算公告

令和7年4月3日 東京都港区芝五丁目36番7号
三田ベルジュビル23F

株式会社ライプレボリューション 代表取締役 増永 寛之

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 流動資産 | 3,541,064 | 流動負債 | 1,276,276 |
| 固定資産 | 134,132 | 固定負債 | 259,220 |
| 有形固定資産 | 22,525 | 負債合計 | 1,535,496 |
| 投資その他の資産 | 111,606 | 株主資本 | 2,139,700 |
| | | 資本 | 100,000 |
| | | 資本 | 139,273 |
| | | 資本 | 84,175 |
| | | 資本 | 55,098 |
| | | 利益剰余金 | 1,900,427 |
| | | その他利益剰余金 | 1,900,427 |
| | | 純資産合計 | 2,139,700 |
| | | 負債・純資産合計 | 3,675,197 |
| | | 当期純利益 | 414,360千円 |
| 資産合計 | 3,675,197 | | |

第7期決算公告

令和7年4月3日 東京都中央区日本橋三丁目6番2号
日本橋フロント1F

誠品生活MF株式会社 代表取締役 吳 立傑

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|----------------|---------|
| 資の 産 部 | |
| 流動資産 | 80,336 |
| 合 計 | 80,336 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流動負債 | 1,178 |
| 株主資本 | 79,158 |
| 資本 | 49,500 |
| 資本 | 49,500 |
| 資本 | 49,500 |
| 利益 | △19,841 |
| 利益 | △19,841 |
| その他利益 | (2,287) |
| 合 計 | 80,336 |
| 負債・純資産合計 | 80,336 |

第12期決算公告

令和7年4月3日 福島県郡山市安積一丁目76番
郡山生コン須賀川株式会社 代表取締役 佐藤 寿一

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|----------------|----------|
| 資の 産 部 | |
| 流動資産 | 101,591 |
| 固定資産 | 196,665 |
| 合 計 | 298,256 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流動負債 | 61,318 |
| 株主資本 | 236,938 |
| 利益剰余金 | 10,000 |
| 利益剰余金 | 226,938 |
| その他利益剰余金 | (37,752) |
| 合 計 | 298,256 |

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二百万円減少するこ
とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
りです。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

令和七年四月三日

福島県郡山市安積一丁目七六番
郡山生コン須賀川株式会社
代表取締役 佐藤 寿一

第54期決算公告

令和7年3月18日 東京都江東区東雲二丁目11番15号

プリヂストン建設タイヤ販売株式会社 代表取締役 仁保 滋

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|----------------|-----------|
| 資の 産 部 | |
| 流動資産 | 1,370,239 |
| 固定資産 | 97,305 |
| 合 計 | 1,467,544 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流動負債 | 438,067 |
| 株主資本 | 104,618 |
| 資本 | 924,859 |
| 資本 | 100,000 |
| 資本 | 824,859 |
| 利益 | 25,000 |
| 利益 | 799,859 |
| その他利益 | (117,439) |
| 合 計 | 1,467,544 |

第39期決算公告

令和7年4月3日 福島県郡山市安積一丁目76番
強梨碎石株式会社 代表取締役 佐藤 寿一

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|----------------|---------|
| 資の 産 部 | |
| 流動資産 | 148,562 |
| 固定資産 | 118,148 |
| 合 計 | 266,710 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流動負債 | 41,800 |
| 株主資本 | 33,955 |
| 資本 | 190,955 |
| 資本 | 10,000 |
| 資本 | 180,955 |
| 利益 | 2,600 |
| 利益 | 178,355 |
| その他利益 | (9,382) |
| 合 計 | 266,710 |

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二百万円減少するこ
とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
りです。

令和七年四月三日

福島県郡山市安積一丁目七六番
強梨碎石株式会社
代表取締役 佐藤 寿一

第11期決算公告 令和7年4月3日
東京都千代田区丸の内1丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館23階
フュージョン資産マネジメント株式会社
代表取締役 矢口 真一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|------------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 11,977,336 |
| 固定資産 | 30,555 |
| 合 計 | 12,007,891 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動負債 | 9,795,787 |
| 固定負債 | 4,447 |
| 株主資本 | 2,207,657 |
| 資本剰余金 | 100,000 |
| 利益剰余金 | 2,107,657 |
| 利益準備金 | 25,000 |
| その他利益剰余金 | 2,082,657 |
| (うち当期純利益) | (637,150) |
| 合 計 | 12,007,891 |

第43期決算公告 2025年3月28日 東京都渋谷区渋谷三丁目3番2号
シンテゴンテクノロジー株式会社
代表取締役 ベアント・バーカイ

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 流動資産 | 6,747,897 | 流動負債 | 4,088,938 |
| 固定資産 | 402,781 | 賞与引当金 | 101,441 |
| | | 製品保証引当金 | 42,052 |
| | | 固定負債 | 36,336 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 23,813 |
| | | 株主資本 | 3,025,404 |
| | | 資本金 | 1,100,000 |
| | | 資本剰余金 | 841,000 |
| | | その他資本剰余金 | 841,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,084,404 |
| | | 利益準備金 | 10,120 |
| | | その他利益剰余金 | 1,074,284 |
| 資産合計 | 7,150,678 | 負債・純資産合計 | 7,150,678 |

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日)

(至 2024年12月31日)

(単位:千円)

| 科 目 | 金額 |
|--------------|------------|
| 売上高 | 10,908,509 |
| 売上原価 | 8,668,175 |
| 売上総利益 | 2,240,334 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,812,663 |
| 営業利益 | 427,670 |
| 営業外損益 | 64,590 |
| 経常利益 | 363,079 |
| 税引前当期純利益 | 363,079 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 112,075 |
| 当期純利益 | 251,004 |

決算公告 令和7年4月3日
東京都渋谷区神宮前四丁目8番2号
イソップ・ジャパン株式会社
代表取締役 リアド・ジラス

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|-------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 7,844 |
| 固定資産 | 5,094 |
| 合 計 | 12,937 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動負債 | 6,851 |
| (賞与引当金) | (209) |
| (有給休暇引当金) | (60) |
| (その他の引当金) | (190) |
| 固定負債 | 1,929 |
| 株主資本 | 4,157 |
| 資本剰余金 | 10 |
| 利益剰余金 | 4,147 |
| その他利益剰余金 | 4,147 |
| (うち当期純利益) | (300) |
| 合 計 | 12,937 |

第14期決算公告 令和7年4月3日 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー
ペーパーロジック株式会社
代表取締役 横山 公一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| 資産の部 | 負債及び純資産の部 |
|------|------------|
| 流動資産 | 43,558 |
| 固定資産 | 102,739 |
| | 流動負債 |
| | 278,013 |
| | 固定負債 |
| | 483,414 |
| | 負債合計 |
| | 761,427 |
| | 株主資本 |
| | △615,128 |
| | 資本金 |
| | 1,022,275 |
| | 資本剰余金 |
| | 911,975 |
| | 資本準備金 |
| | 911,975 |
| | 利益剰余金 |
| | △2,549,379 |
| | その他利益剰余金 |
| | △2,549,379 |
| 資産合計 | 146,298 |
| | 純資産合計 |
| | △615,128 |
| | 負債・純資産合計 |
| | 146,298 |

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)

(至 令和6年12月31日)

(単位:千円)

| 科 目 | 金額 |
|--------------|---------|
| 売上高 | 160,678 |
| 売上原価 | 84,762 |
| 売上総利益 | 75,915 |
| 販売費及び一般管理費 | 167,886 |
| 営業損失 | 91,970 |
| 営業外収益 | 9 |
| 営業外費用 | 8,543 |
| 経常損失 | 100,503 |
| 税引前当期純損失 | 100,503 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 950 |
| 当期純損失 | 101,453 |

第11期決算公告 令和7年4月3日
東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号
一般社団法人社会システム支援機構
代表理事 山本 亨

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金額 |
|-------------|-----------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 758 |
| 固定資産 | 8,172,362 |
| 合 計 | 8,173,121 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動負債 | 70 |
| 負債合計 | 70 |
| 基 利 益剰余金 | 8,175,362 |
| (うち当期純損失) | △2,312 |
| △(157) | |
| 純資産合計 | 8,173,051 |
| 負債・純資産合計 | 8,173,121 |

第17期決算公告 令和7年4月3日 東京都港区赤坂二丁目10番5号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
RW加須特定目的会社
取締役 山崎 亮雄

貸借対照表の要旨(令和7年1月16日現在) (単位:百万円)

| 資産の部 | 負債及び純資産の部 |
|----------|-----------|
| 科 目 | 金額 |
| 特定資産の部 | 374 |
| 投資その他の資産 | 374 |
| その他の資産の部 | 3,801 |
| 流動資産 | 3,801 |
| | 流動負債 |
| | 278 |
| | 負債合計 |
| | 278 |
| | 社員資本 |
| | 3,897 |
| | 特定資本金 |
| | 5 |
| | 優先資本金 |
| | 10 |
| | 剩余金 |
| | 3,882 |
| | 当期末処分利益 |
| | 3,882 |
| 資産合計 | 4,175 |
| | 純資産合計 |
| | 3,897 |
| | 負債・純資産合計 |
| | 4,175 |

損益計算書の要旨

(自 令和6年7月1日)

(至 令和7年1月16日)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金額 |
|--------------|-------|
| 営業収益 | 8,278 |
| 営業費用 | 4,209 |
| 営業外収益 | 4,069 |
| 営業外費用 | 0 |
| 経常利益 | 2 |
| 税引前当期純利益 | 4,067 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,067 |
| 当期純利益 | 4,062 |
| 前期繰越損失 | 181 |
| 当期未処分利益 | 3,882 |

第56期決算公告 令和7年4月3日
北海道河東郡音更町字音更西2線17番地26
日農機株式会社
代表取締役 西原 規恭

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|-----------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 3,590,345 |
| 固定資産 | 604,318 |
| 合 計 | 4,194,663 |
| 負純 資産 及の び部 | |
| 流動負債 | 1,170,992 |
| (賞与引当金) | (8,670) |
| 固定負債 | 23,235 |
| (退職給付引当金) | (20,000) |
| 株主資本 | 3,000,434 |
| 資本金 | 30,000 |
| 利益剰余金 | 2,970,434 |
| 利益準備金 | 7,500 |
| その他利益剰余金 | 2,962,934 |
| (うち当期純利益) | (308,671) |
| 負債・純資産合計 | 4,194,663 |

第18期決算公告 令和7年4月3日 東京都港区赤坂二丁目10番5号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
川越特定目的会社
取締役 山崎 亮雄

貸借対照表の要旨(令和7年1月16日現在) (単位:百万円)

| 資産の部 | 負債及び純資産の部 |
|----------|-----------|
| 科 目 | 金額 |
| 特定資産 | 1,837 |
| 投資その他の資産 | 1,837 |
| その他の資産 | 7,851 |
| 流動資産 | 7,851 |
| | 流動負債 |
| | 403 |
| | 負債合計 |
| | 403 |
| | 社員資本 |
| | 9,285 |
| | 特定資本金 |
| | 5 |
| | 優先資本金 |
| | 10 |
| | 剩余金 |
| | 9,270 |
| | 当期末処分利益 |
| | 9,270 |
| 資産合計 | 9,688 |
| | 純資産合計 |
| | 9,285 |
| | 負債・純資産合計 |
| | 9,688 |

損益計算書の要旨

(自 令和6年7月1日)

(至 令和7年1月16日)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金額 |
|--------------|--------|
| 営業収益 | 14,838 |
| 営業費用 | 5,567 |
| 営業外収益 | 9,272 |
| 営業外費用 | 0 |
| 経常利益 | — |
| 税引前当期純利益 | 9,272 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 9,272 |
| 当期純利益 | 2 |
| 前期繰越利益 | 9,270 |
| 当期未処分利益 | 9,270 |

第18期決算公告

令和7年4月3日
東京都港区赤坂二丁目10番5号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
RW千葉北特定目的会社
取締役 山崎 亮雄

貸借対照表の要旨(令和7年1月16日現在)(単位:百万円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|----------|-------|-----------|-------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 特定資産の部 | 1,039 | 流動負債 | 317 |
| 投資その他の資産 | 1,039 | 負債合計 | 317 |
| その他の資産の部 | 5,585 | 社員資本 | 6,306 |
| 流动資産 | 5,585 | 特定資本 | 5 |
| | | 特優先資本 | 10 |
| | | 剰余金 | 6,291 |
| | | 当期末処分利益 | 6,291 |
| | | 純資産合計 | 6,306 |
| 資産合計 | 6,624 | 負債・純資産合計 | 6,624 |

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和7年1月16日)
(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|--------|
| 営業収益 | 11,026 |
| 費用 | 4,733 |
| 営業外収益 | 6,293 |
| 税引前当期純利益 | 0 |
| 法人税、住民税及び事業税 | — |
| 当期純利益 | 6,293 |
| 前期純越損失 | 6,293 |
| 当期未処分利益 | 2 |
| 純利益 | 6,291 |
| その他の利益(純利益) | 0 |
| 合計 | 6,291 |

第43期決算公告 令和7年4月3日
北海道北広島市大曲工業団地2丁目4番地6

株式会社エネルギーサプライ
代表取締役 梅村 草司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科目 | 金額(千円) |
|-------------|-----------|
| 資の産部 | 191,888 |
| 流動資産 | 483,688 |
| 合計 | 675,576 |
| 負純資産及のび部 | 152,585 |
| 流動負債 | 277,576 |
| 固定負債 | 245,414 |
| 資本金 | 80,000 |
| 剰余金 | 165,414 |
| その他の利益(純利益) | (165,414) |
| うち当期純利益 | (5,773) |
| 合計 | 675,576 |

第6期決算公告

令和7年4月3日
東京都港区赤坂二丁目10番5号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ESR幸浦3特定目的会社
取締役 山崎 亮雄

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|------|--------|-----------|--------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流动資産 | 11,770 | 流動負債 | 108 |
| | | 負債合計 | 108 |
| | | 社員資本 | 11,663 |
| | | 特定資本 | 5 |
| | | 特優先資本 | 5,890 |
| | | 剰余金 | 5,768 |
| | | 当期末処分利益 | 5,768 |
| 資産合計 | 11,770 | 純資産合計 | 11,663 |
| | | 負債・純資産合計 | 11,770 |

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|--------|
| 営業収益 | 16,889 |
| 費用 | 10,393 |
| 営業外収益 | 6,497 |
| 税引前当期純利益 | 0 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 0 |
| 当期純利益 | 6,497 |
| 前期純越損失 | 11 |
| 当期未処分利益 | 6,486 |
| 純利益 | 718 |
| その他の利益(純利益) | 5,768 |
| 合計 | 5,768 |

第31期決算公告 令和7年3月7日
札幌市中央区南1条西4丁目16番地
株式会社日本旅行北海道
代表取締役 清水 伸一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科目 | 金額(千円) |
|------------|-----------|
| 資の産部 | 1,111,444 |
| 流動資産 | 116,521 |
| 合計 | 1,227,965 |
| 負純資産及のび部 | 494,637 |
| 流動負債 | 16,345 |
| 固定負債 | 15,645 |
| 退職給付引当金 | 700 |
| その他の資本 | 716,982 |
| 主本 | 50,000 |
| 剰余金 | 666,982 |
| 利益準備金 | 12,303 |
| その他利益(純利益) | 654,678 |
| 合計 | 1,227,965 |

(注)当期純利益 13,086千円

第9期決算公告

令和7年4月3日
東京都文京区湯島三丁目14番9号
株式会社松吉ビジネス・アソシエイツ
代表取締役 吉田 英樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科目 | 金額(千円) |
|-------------|----------|
| 資の産部 | 245,368 |
| 流動資産 | 5,013 |
| 合計 | 250,382 |
| 負純資産及のび部 | 68,022 |
| 流動負債 | 112,509 |
| 固定負債 | 69,851 |
| 資本金 | 3,000 |
| 剰余金 | 66,851 |
| その他の利益(純利益) | (35,930) |
| 合計 | 250,382 |

(甲) 東京都文京区湯島三丁目一四番九号
代表取締役 吉田 英樹
(乙) 株式会社松吉ビジネス・アソシエイツ
代表取締役 吉田 英樹
(丙) 株式会社COCOMEDIX
代表取締役 吉田 英樹

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲、乙及び丙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月三日

第9期決算公告

令和7年4月3日
東京都文京区湯島三丁目14番9号
株式会社COCOMEDIX
代表取締役 吉田 英樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科目 | 金額(千円) |
|-------------|-----------|
| 資の産部 | 1,080,080 |
| 流動資産 | 220,036 |
| 合計 | 1,300,117 |
| 負純資産及のび部 | 1,047,564 |
| 流動負債 | 265,662 |
| 固定負債 | △13,109 |
| 資本金 | 3,000 |
| 剰余金 | △16,109 |
| その他の利益(純利益) | △16,109 |
| 合計 | 1,300,117 |

第91期決算公告

令和7年4月3日
東京都文京区湯島三丁目14番9号
松吉医科器械株式会社
代表取締役 吉田 英樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

| 資産の部 | 負債及び純資産の部 |
|-------------|-----------|
| 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 6,920,914 |
| 固定資産 | 2,411,461 |
| 総資産 | 82,710 |
| 流動負債 | 4,546,241 |
| 固定負債 | 3,790,309 |
| 資本金 | 1,078,536 |
| 剰余金 | 10,000 |
| 資本準備金 | 99,078 |
| 資本剰余金 | 635 |
| その他の資本 | 98,442 |
| 剰余金 | 969,457 |
| 利益準備金 | 2,250 |
| その他の利益(純利益) | 967,207 |
| 合計 | (66,573) |
| 合計 | 9,415,087 |
| 合計 | 9,415,087 |

官報サービスセンターでは、官報発行サイトで発行された「官報」に掲載された情報をお問い合わせください。書面の交付をご希望の方は、最寄りの官報サービスセンターにお問合ください。

(官報サービスセンター一覧)



内閣府

